

# 国家と市民社会の現代理論(4)

柴田 高好

## 目次

- 序節 アプローチの方法
- 第一節 国家バイアスのアプローチ
  - 第一項 国家の第一次性
  - 第二項 国家と暴力(以上第二四五号)
  - 第三項 国家と民主主義(第二四七号)
- 第二節 市民社会バイアスのアプローチ
  - 第一項 市民社会の第一次性(第二五一号)
  - 第二項 丸山眞男(序 抵抗するリベリズムの原理 ソフトなナショナリズム 永遠のデモクラシー)(本号)
  - 第三項 マルクス主義
- 第三節 国家と市民社会の弁証法的アプローチ
- 第二節 市民社会バイアスのアプローチ
  - 第二項 丸山眞男(1914～1996)

序 竹内好の『日本イデオロギイ』(筑摩書房、一九五二年)の書評で、丸山眞男は先ず、「それらに共通して流れる基本的なテーマ」<sup>1)</sup>は、「官僚主義はわれわれ日本人の分子構造をなしている。ここでは反官僚主義すらも官僚主義の鑄型をチャント身につけて現われるほど事態は深刻なのだ。そこでこうした悪循環を断切するためには、彼によれば官に対して野を主張するだけでは駄目で、官と野の対立自体にいわば根源的に対立する(傍点―柴田) ことが必要となる」<sup>2)</sup>。ということだと指摘し、「そうした論理を執拗に模索しているところ」に彼を通常の『庶民主義者』から区別する特性がある」と認める。しかし丸山は直ちに次のように、竹内の追究するその論理に眞向から反論する。曰く、「むろん官と野の対立に対立するということは、どこまでも新たな思考次元を設定するという問題であって、何らかの実体的意味での第三者的立場の主張ではなく、またそうであつてはならない。なぜなら官と野以外の第三の立場などというものは、現実にはありえないからである(傍点―柴田)」<sup>3)</sup>と。ほんの短い一片の書評ではあるが、この中には丸山の眞骨頂がきわめて分り易く表現されていると思われる。問題の中心はいうまでもな

く、官と野との対立への対立をどう見るかである。ここで官とは国家を、野とは市民社会を指す。実際の竹内の文章は、「官に反対するだけではないので、そもそも官と野の対立に反対するのになければいけない。権力がほしくて、権力を手に入れんがために権力に反対する、という在野の反対党は信用できないのです。目的は、権力支配を排除することではない」(竹内好『日本イデオロギイ』こぶし文庫、一九九九年 二五―二六頁)となっている。<sup>5)</sup> この竹内に対して丸山は、「官と野以外の第三の立場などというのは現実にはありえない」、思考次元的にはともかく「何らかの実体的意味での第三者的立場の主張であってはならない」と断言する。そして竹内の最も肝心な、「目的は、権力支配を排除することではないならばならない」との一節への丸山の言及は一切無いことに注目。つまり、ここでは近代における国家と市民社会との対立に対抗せんとする竹内に反対して、丸山はあくまで、官と野との対立という二元的世界に腰を据え、この近代的次元の中で万事対応すべしと考えているのである。

だがその丸山にも実は、近代を超えるという視点ないし発想が、始めから全く無かったのではないことに、相応の留意がなされねばならない。彼は敗戦直後こう述べていた。「現代日本の歴史的境位は、一方において社会のあらゆる部面での根強く残存する封建性の克服が必須の課題として要請されていると同時に、他方において、もはや単なる近代化、純粹な近代化ではなくして、ほかならぬ近代の止揚、市民社会の止揚(傍点―柴田)が日程に登っている。市民社会を止揚しようとする歴史的勢力は国際的にも国内的にも、もは

やなん人の眼からも蔽いえない勢力として登場してきている。この二重の課題——近代化すると同時に現代化するという——こそ、我々の民主革命のこの上もなく重大かつ困難な負担となっている」<sup>6)</sup>と。戦後日本の主要課題として、丸山は明らかに近代化と共に「近代(市民社会)そのものの止揚をも自己の課題とするという二重構造的課題に直面している」<sup>7)</sup>と考えていたのだ。近代化と現代化とのこの二重の課題を彼はまた「ヤヌスの解明の要請」<sup>8)</sup>とも云っていた。しかし、丸山におけるかかる近代市民社会の止揚なる発想はしばらくは続くが、やがてそれは表面から消え去ってゆく。そして前記竹内への反論で明らかのように、近代の止揚論は丸山によって頭から否定されてしまうことになる。

確かにそれは丸山の中における大きな変化には違いない。しかしだからといって例えばアーネスト・バーカーの如くに、丸山がそれ以後近代の保守を双手を挙げて肯定し、無批判的に容認したのではなかった。丸山はこう云っている。「近世国家理性の荆棘に満ちた発展を閉じるにあたってマイネッケが『国家は絶えず繰り返し罪を犯さざるをえない』というとき、彼はそれによって凡そヨーロッパ近代国家に共通する宿命的な(傍点―柴田)二律背反をいみじくも表現しているのである」<sup>9)</sup>と。この二律背反とは、国家主権と個人人権との対立の謂である。丸山は更に云う。「近世において解放された二つの要素、すなわち一方における絶対的な国家主権と、他方同じく奪うべからざる個人の基本権と、この二つの対立的統一は、凡そ近代国家の宿命(傍点―柴田)であるように見える」<sup>10)</sup>と。ここで丸山が、この二律背反をしきりに「宿命」とか「宿命的」とか

と表現しているのが目につく。辞書によれば、宿命とは「前世から定まっている運命。避けることも変えることもできない運命的なもの」<sup>11)</sup>とある。丸山の意味するところもこれから遠く離れたもの

は考えられない。例えばこう言っている。「富強と貧弱とがけつして宿命的な天然現象ではない、という意識は、それが可変的なものだ、という意識です。可変的なものなら、これを宿命としてあきらめずに自分の努力で自分の進路を開拓してゆこうという態度となつて現われます」(『丸山眞男集』第十四巻 二二〇頁)と。従つて丸山は上述の国家主権と個人人権との二律背反も、宿命つまり逃れようにも逃れられぬ、どう努力しあがいても変えられぬ運命的なものと把握した。そしてこれが、マイネツケの云う「絶えず繰り返し罪を犯さざるをえない」近代国家のいわば原罪である、とする丸山の基本認識となつたのだ。アーネスト・バーカーのオプティミズムとは反対に、ここに近代に対する丸山の深いペシミズムを看取するのは私だけであろうか。<sup>12)</sup> もう一つの問題は、この二律背反を丸山が、「この二つの対立的統一」と一見弁証法的と思われる表現をしていることである。しかしもし本当に弁証法的ならば、この二律背反は全く宿命的ではなく、高次の段階に止揚・揚棄されねばならない筈である。それを宿命と把握しているのは、丸山が弁証法的ならぬ二元論的理解に止まっているということである。私見では、近代国家のみが、国家と市民社会との弁証法的な矛盾の統一の二重構造を固有し(次節の「第三節 国家と市民社会の弁証法的アプローチ」で詳述)、丸山の云う国家主権と個人人権との「二律背反」も、その二重構造の国家内反映として弁証法的なのである。ただし近代主義的

な二元論的把握とはいえ、丸山がマイネツケに学びながらもこの二律背反を近代国家の特色として明示したことは特記に値するのではないだろうか。

このように始めは近代の現代的止揚をも希求し、後にこれを自らに封じて諦念した感のある丸山にとって、残されたのは永久民主主義革命と彼が名づけた途に外ならぬ。このデモクラシーに関しては最後に述べる。ここでは国家と市民社会の二元的把握を大前提としつつも、バーカーが国家と市民社会の対立よりも、コインの裏表の如き調和・統一面を強調するのは対照的に、丸山は両者の葛藤・相剋・距離の対立面、分裂面を重視しているのを指摘しておく。共に市民社会バイアスのアプローチに立ちながら、バーカーの国家度は丸山よりも強く、既述のようにバーカーが国民主権の否定を説くに至つたのもここに根因があるろう。対して国家への不断の抵抗感覚を強調する丸山(後述)の国家度は弱い。ただししかしこの弱い国家度は非国家ではあつても決して反国家には至らないのも後述する通りである。とはいえ、弱い国家度の裏返しでその市民社会度は強く、これが彼をしてリベリズムのいわば左派に位置せしめる所以である。ではまた丸山におけるナショナリズムはどうであろうか。むづかしいけれど、以下これらについて立ち入って考察して行きたいと思う。

**抵抗するリベリズムの原理** 丸山の政治理論の出発点であり、終世その政治学的思考の基調をなしたものは、一九三六年、二二才の丸山が大学三年の時の勞作『政治学における国家の概念』<sup>13)</sup>に外ならぬ。「ここで丸山眞男は丸山眞男になった、ともいえるだろう」

と加藤周一は評した。加藤は更に云う。「生涯のある日、人は、その人自身と世界との基本的関係を定義する」<sup>14</sup>。「一度丸山眞男が丸山眞男になれば、二度と他の者にはならぬという具合にそうだった」<sup>15</sup>と。まさに丸山眞男はこの処女作から出生し、基本的にはここから離れなかった。

この論文で丸山は、個人主義国家、次いでファッシズム国家、終りに素描風に「我々の求める」国家観に及んでいる。しかし中心はあくまで個人主義国家論である。ファッシズム国家論と彼の求める反ファッショ国家観とは、いずれもこの個人主義国家観に対する右と左からの批判である。我々の第一の関心は丸山のこの個人主義国家論におかれねばならぬ。ところが当然だがまた最も肝腎なこの点の認識に欠ける丸山論が散見されるように思われる。もう一つ断るまでもないのだが、この論文はヨーロッパを中心とする近代国家一般のいわば原理論であって、特殊日本国家論でもなければ現状分析論でもないのである。丸山も云っている。「あの論文では日本のことは何も云っていないのです。一般論としての反ファッシズムです」<sup>16</sup>〔丸山眞男回顧談上〕岩波書店二〇〇六年、一五七—一五八頁）と。

丸山は先ずこう述べている。「近世の社会科学的思想の全発展の基礎となり現代なお我々の思惟を規定しつつある最も広大な社会的実在——市民社会——の主人が如何なる国家観を担って登場してきたか」<sup>16</sup>「上述のような市民社会の基礎構造とそれに照応した思惟様式の上に法・政治・文芸等々の市民的文化形象が開花する」<sup>17</sup>「所謂個人主義国家観もここに胚胎する」<sup>18</sup>と。これはまるで絵に書いた

ような、市民社会＝経済的・下部構造が政治的・イデオロギー的上部構造を規定すると説くマルクス主義、唯物史観そのものである。丸山自身も云っている。「社会科学的には、事実、非常にマルクス主義に近づいたなあ」と（SURE二〇〇五年、九七頁）。しかしその上で、個人主義国家観の内部に入って丸山は次のように述べる。「ここに個人主義国家観というのは、あらゆる社会的拘束から脱却した自由平等な個人——それは当然に抽象的存在であって肉體性を欠いている——を最後のな実在と看做し、一切の社会関係をばその個人の相互関係から説明し、その相互作用の円滑を確保する唯一の保証を国家主権に求める如き国家理論を総稱する」<sup>19</sup>と。だが就中最も肝心なのは、丸山が、その個人中心国家は反面同時に、強力な国家権力を必然的に帯同していると指摘する一点である。曰く、「この国家観の個人主義的色彩の裏面には強度の普遍主義的色彩が秘められている。フランス革命は純粹かつ典型的な市民革命として思想的にもまたかくの如き国家観によって純粹に貫かれている。一七八九年の人権宣言や一七九一年の憲法は公民に自然権を確保し、政に対する抵抗権をすら認める反面に於て、国家主権の絶対性の規定、法律至上主義、命令委任の禁止等に於て強い普遍的性格を露呈している。従ってこの様にして誕生した近代国家は当然に『万人の万人に対する闘争の対抗力、法の前の平等による全個人の対立よりの一統』<sup>20</sup>として万能国家たるべく宿命づけられている（傍点・柴田）のである。さればこそ個人の自然権と国家主権の絶対性——この二元の調和は十九世紀を通して公法学の最大難問であった。デュギーはこの問題を個人主義理論に内在するチレンマと為した」<sup>20</sup>と。個

人主義国家論に内在するかかる個人人権と国家主権とのチレンマについて、丸山はまた、「個人主義的国家観に本来内在する二元論的対立」<sup>(21)</sup>「市民国家観に内在する矛盾」<sup>(22)</sup>「市民社会のいわば潜在力であった権力国家」<sup>(23)</sup>「個人主義的国家観に内在していた万能国家の思想」<sup>(24)</sup>とも云っている。

丸山はさらに、この近代国家一般に内在的な論理が、より具体的な各個別国家における市民社会の発展の度合に応じて、個人人権か国家主権かのいずれかに傾斜することも指摘している。すなわち、「上述の個人主義的国家観は英国の国家論においては個人の上に、独逸に於ては国家主権の上にアクセントが置かれていた」<sup>(25)</sup>と。個人権の確保に重点がおかれるイギリスの国家論、つまり多元的国家論やギルト社会主義論等の「絶対的な国家主権に反対する理論」<sup>(26)</sup>は、「屢々国家敵視的な色彩を帯びる」<sup>(27)</sup>。だがしかし同時に丸山は次のようにつけ加えるのも決して忘れてはいない、「イギリス市民層と雖も決して国家を否定はしないし、また市民社会の性質上否定しえない」<sup>(28)</sup>「ラッサールの所謂『夜警観』が市民的國家観の適切な表現であるためには、一面には国家権力の制限が（普通はこの方面のみが見られる）、しかし他面には同時に國家の必然性が同時に意味されねばならない。人間が皆聖者にならない限り、市民層はどうして安眠しえよう、イギリス市民社会も市民社会一般と等しく国家権力に究極的に依存する。（傍点は柴田。この部分に注目せよ。これは丸山の国家論の一つの柱である。後述。）ただイギリス市民社会の発展の特異性からその國家観に個人主義的性格を濃厚ならしめたまでである」<sup>(29)</sup>。そしてこの先進国イギリスと対蹠的なのがヨーロ

ッパの後進国ドイツである。そのドイツに於ても「市民社会の發展とともに個人権の確立はやはり必然的に要請されている」<sup>(30)</sup>。しかし「独逸市民層は始めから国家権力に対抗する力に乏しく、寧ろそれにすがって世界市場に登場した」<sup>(31)</sup>。従って、「ラーバント、イエリネック等一連の法学的國家論には、先に述べた様な個人主義的国家観に本来内在する二元的対立の調和の要求と、專制的國家権力と市民的自由権の調和の要求とが奇怪な錯綜を見せている……むしろそれらは大体に於て近代的思维様式に支配されているが、……独逸國家論が國家主義的性格を終始保持したことは疑うべくもない」<sup>(32)</sup>。

以上のように、丸山の近代個人主義國家に関する把握の特色は、市民的自由・個人人権と万能國家・國家主権との二元的対立の明示である。丸山はこの二元性について、早くもここで「宿命づけられている」と触れている。序でも述べたようにこれが丸山の基本的認識である。そしてかかる個人人権と万能國家との二元性の把握は、マルクス主義的な階級國家論や經濟的・下部構造の反映としてのブルジョア國家論とは異なり、近代國家の内部にもう一つ入り込んだ、個人主義國家そのものの内的論理の追及ではあった。だがその丸山が他面この二元的対立の根拠について、「この『チレンマ』は究極的には、『自由独立』な個人の私的生産が実は社会的生産であるという市民社会の基礎構造の忠実な反映にはかならぬのである」<sup>(33)</sup>として、私的生産と社会的生産との矛盾というエンゲルス流の資本主義經濟の特質の上部構造的反映だとしているのである。しかし、先の近代個人主義政治國家の人権と主権との二元論的内在分析、それとこの經濟的・私的生産と社会的との矛盾との論理的連関は、丸山

において不明といわねばならない。或はそれによって丸山は、個人主義国家の資本主義的性格を浮上させようとしたのかもしれない。いずれにせよ、これらには、マルクス主義からの強力な影響下にありながら、しかも同時にマルクス主義にはどうしても飽き足らず、遂にマルクス主義者にはなり得なかつた、若き青年学徒丸山の理論的苦衷を彷彿たらしめるものがある。

以上を前提に我々は丸山のファッシズム国家観と彼の求めた国家とについても見る事が出来る。その際先ず丸山は、「従来の支配的思惟様式」。「こうした思惟の帰着するところは結局カント的、とくに新カント的な存在と当為、現実と理想との峻厳な二元論である」と、近代個人主義国家論の二元性をあらためて強調し、その上で、「混乱と動揺の末期社会に於て最も有力に相争う保守理論と革命理論はともに一元論である。なぜなら前者は現実の理想性を、後者は理想の現実性を根拠づけようとするからである」とする。ここに前者の保守理論とはファッシズム、後者の革命理論とはマルクス主義のプロレタリア革命論であり、ともに現実と理想との近代二元論に対してその一元論を特色とする。このうちファッシズムについて丸山が最も力説するのは、「その核心を極めればそれはそれが表面上排撃しつつある個人主義国家観の究極の発展形態にほかならない」ということである。個人人権と国家主権との二元性からなる個人主義国家観の究極の発展形態だとはどういうことか。丸山に於てそれは、「市民社会の基本的要請たる強度の権力集中」。「市民的國家権力という鎧」、すなわち、「一方の極には絶対的な國家主権、他方の極に均らされた國民大衆というのがその眞実

の様相」ということになる。それが各人の個人人権と市民的自由とを喪失した、絶対的國家主権の二元的強力支配の世界にほかならない。ではこのファッシズムの一元論に対して当時丸山の求めた國家とはいかなるものであつたらうか。丸山はその論文全体最後の締め括りでこう書いている。それは、「個人は國家を媒介としてのみ具体的存在をえつつ、しかも絶えず國家に対して否定的獨立を保持するごとき關係に立たねばならぬ」<sup>41</sup>「そのような國家だと。問題はこれをどう解するのだからである。しかしなにぶんにもスケッチ風の素描にすぎず、それ以上の積極的な理論展開が丸山によつてならなされていなが故に、多くの人々がそれぞれのいわば揣摩臆測を並べ立てる以外ではないというのが現状であろう。以下も私見、試論である。

問題の中心は、もとより個人と國家との關係である。丸山に於けるそこでの個人とは、一方では「國家を媒介してのみ具体的存在」を得るものとして國家肯定的存在である。しかも、他方でそれは不斷に「國家に対して否定的獨立性を保持するごとき」存在として文字通り國家否定的存在である。そこには明らかに國家肯定性と國家否定性との二重性・矛盾が見られる。丸山はこの兩者を「しかも」という接続詞で結んでいるが、辞書によれば、「しかも」とは「普通の意味では、両方同時に成立することが無い事柄の双方が、その場合は共に満足することを表す」とある。すなわち「しかも」は、相対立し矛盾しあるものどうしの同時存在、統一として、弁証法性を含意する。丸山はいみじくも自ら求める國家を「弁証法的全体主義」<sup>42</sup>と規定した。これについて彼は後年こう云っている。「ファッ

シヨの側がさかに『全体主義』を高唱したので、こっちも勢い全体主義というコトバを用いて、今のファッシズムには矛盾の論理がないからあの全体主義はニセモノだ、といおうとしたのです<sup>(44)</sup>。つまり国家肯定と国家否定との矛盾を内包したすぐれて弁証法的な国家、これが丸山の求める国家であつたらう。そして丸山は、「そうした国家は市民社会の制約を受けている国家構造からは到底生いえないのである<sup>(45)</sup>」と云っている。従つてそれは「個人か国家かの Entweder-Oder の上に立<sup>(46)</sup>」二元的な個人主義国家ではありえないことになる。ではそれは一元的なプロレタリア革命国家であろうか。否。個人が「絶えず国家に対して否定的独立を保持するとき「関係」がプロレタリア独裁国家で許される筈もないのである。しかばそれは何であらうか。

近代個人主義国家、それは本質的にも形式的にも、個人人権と国家主権との矛盾的統一物として弁証法的存在と私は考える。丸山も前述のように「市民的國家観に内在する矛盾<sup>(47)</sup>」と、弁証法的把握かと思わせるいい方をしているが、丸山のその把握は、個人人権と国家主権との弁証法的ならぬ近代主義的な二元論的把握なのだ<sup>(48)</sup>。丸山はこの二元論的な個人主義國家に対して、自分の求める國家の方は弁証的な國家だと云いたいのである。しかし当時丸山が、「ウェスターン・デモクラシーに対する大いなる幻滅<sup>(49)</sup>」〔丸山眞男集』第十一卷二一四頁、丸山『自由について』SURRE 二〇〇五年、九六頁）を抱き、自分の求める國家は近代の個人主義國家ではないといくら力説し、その意味ではいかに近代否定的ないし近代批判的ではあつたとしても、丸山の求めたその弁証法的國

家は未だ近代を超えるものではなかつたのである。なぜなら、その國家は、近代個人主義國家に本質的な前述の個人人権と國家主権との弁証法を内包し、その肯定的な延長上の存在だからである（笹倉秀夫もこれとは異つた観点からではあるが、これは「近代的な個人主義國家観」の原理にいったん立ち返り、それを何らかのヨリ新らしいかたちにおいて継承したもの」（笹倉『丸山眞男の思想世界』みすず書房 八四頁）としている）。つまりそれは、強大な國家主権が個人人権を抑圧し吸収することによつて、個人主義國家の内的矛盾、その弁証法を押しつぶし否定しようとするファッシズムとは正反対なのである。すなわちそれは、一方個人が國家に対して不斷に否定的独立を保持するとする個人人権の拡大と、他方國家は個人がその具體的定在を得るためのみの媒体であるとする國家主権の抑制的肯定、この他に類をみない獨創的な國家否定と國家肯定との、対立と統一の弁証法を内包する反ファッシズム國家であり、その立脚点はリベリズム左派であつた<sup>(50)</sup>。云い換えれば、國家と市民社會との關係において、そこでは國家否定面はもとより、國家肯定面においてすらも、市民社會が國家の前にあるのであつて、國家の方が市民社會の前にあるのではない。従つて國家と市民社會（個人）とが五分五分の意味で、「相互に媒介しあふこと」（今井弘道『三木清と丸山眞男の間』風業社、二〇〇六年、二〇五頁）ではなく、ましてやそこでは國家が個人よりも先に立ち、個人は「國家のための自己犠牲はとりもなおよさず自己實現でもある」（全上）などというのとは全く正反対である。この時丸山は市民社會バイアスのアプローチにいわば徹しようとしていたといえよう。尤も戦後丸山は、國

家論としてはこのユニークな反ファシズム国家論を捨て、<sup>51)</sup>以下述べるように、基本的に通常の二元論的な個人主義国家観に依るようになる。国家に対する個人の関係も、国家に対して絶えず否定的独立を保持するときラディカルなものではなくなり、それは「不断の抵抗感覚」というよりソフトな表現に変わった。すなわち一九五七年に丸山はこう書いている。「人間の自発性と能動性は体制への吸収ではなく逆にそれへの不断の抵抗感覚(傍点―柴田)によって喚起されるのであり、その発酵源はつねに私的な領域にある……この抵抗源を培養することによって政治との二元的緊張(傍点―柴田)を保持する方向だけが人間の自由な能動性をいきいきと保持する……」(『丸山眞男集』第七卷二九九―三〇〇頁)と。ただ個人主義国家観に依ったとはいえ、個人主義国家をしてその鬼子としてのファシズムを生み落とせしめぬためにも、このように個人は国家に対して不断の抵抗感覚を持つべしと丸山は説くのである。

近代国家について、丸山は一九四八年に次のように述べている。「物的行政手段の中央への集中、立法権・裁判権の全国的統一とその反面、純粹な私的領域の容認、いわゆる(Privatautonomie)の原則がここで貫徹される」。<sup>52)</sup>「すなわち、封建的社会の袋小路に分散内在された政治的価値が中央に凝集されるにつれて、それは抽象化された『一般的国家事項』(Staatsangelegenheit)となると同時に、反面では、個人の特殊的活动が純粹に私的(Privat)なものとして容認される。市民生活の一切の特殊な活動は、バラバラの個人的生活へ沈下し、純粹の私事に転化する。『国家のイデアリズムの完成は同時に市民社会のマテリアリズムの完成であった』と

いうマルクスの含蓄ある言葉はまさにこの歴史的推移をこの上なく巧妙に表現している」<sup>53)</sup>と。ここでの「国家の觀念論は同時に市民社会の唯物論の完成」とのマルクスの有名な言葉は、若きマルクスの『ユダヤ人問題について』(一八四三年秋)の文章の中にある。「完成した政治的国家は、その本質上、人間の類的生活であつて、彼の物質的生活に対立している。この利己的な生活のいっさいの諸前提は、国家の領域の外に、市民社会の中に、しかも市民社会の特性として存続している。政治的国家が眞に発達をとげたところでは、人間は、ただ思考や意識においてばかりでなく、現実において、生活において、天上と地上との二重生活を営む。……政治的国家は市民社会にたいして、宗教が俗界の領域に対立しそれを克服するのと、同じように対立し、同じ仕方ですそれを克服する」に続いて「国家の觀念主義の完成は、同時に、市民社会の物質主義の完成でもあった」と来るのである(拙著『マルクス国家論入門』三五―三六頁、三八頁。尚この部分は丸山も引用している――『丸山眞男講義録』(第三册)政治学、一九六〇年、一九八頁)。ただしマルクスのこの指摘は、丸山の言うような単に封建社会から近代社会への「歴史的推移」の表現にのみ止まらず、正に近代における国家と市民社会との弁証法的二重構造の論理的表現そのものである。マルクスは別にまた曰く、「無政府性は、分枝された特権から解放された市民社会の法則であり、市民社会の無政府性は、現代の公的な状態の基礎である。さらに公的な状態は、それとして、この無政府性の保証でもある。両者は、対立しているだけ、それをおなじだけ、たがいに制約しあっている」<sup>54)</sup>と。マルクスにおいて両者すなわち国家と市



民社会とは相互に「対立」し、しかも「制約」し合う弁証法的関係にあるのである。丸山もたしかに「市民社会の唯物論と国家の観念論とは、まさに同一の過程の両面として完成されるのである」<sup>55</sup>と両者の統一に触れてはいる。けれども、丸山における両者の基本的な関係は、実際は既述もしたように、統一よりは「分離」<sup>56</sup>「対立的」<sup>57</sup>「区別」<sup>58</sup>が主であつて、何度も述べたように弁証法ならぬ国家と市民社会との近代主義的な二元論的把握なのである。一方でマルクスに接近しつつも、また他方でマルクスから離れる、微妙でアンビバレントな丸山の姿がそこにもある。

そして国家と市民社会とのこのような二元論的把握は、国家における個人人権と国家主権との二元論に直結する。丸山は戦後、戦前の自らの処女論文での個人主義国家観の基本を、そっくりそのまま次のようにリフレインしている。一九五〇年に丸山曰く、「平等な成員の自発的結社 (voluntary association) としての教会と、権力と服従の強制組織 (compulsory organization) としての国家を鋭く区別し、後者を止むをえざる害悪とするロージャー・ウイリアムスらの思想こそは、国家と社会の二元論 (傍点―柴田) に基いて権力を不断にコントロールする必要を説く自由主義国家観の前提となつたのである。近世において解放された二つの要素、すなわち一方における絶対的な国家主権と、他方同じく奪うべからざる個人の基本的な人権と、その二つの対立的統一は、凡そ近代国家の宿命であるように見える。それはイデオロギー的には、国家理性の思想と近世自然法思想の相剋として現われる。その相剋は根本的には全ヨーロッパの現象であつた」<sup>59</sup>と。さらにその近代国家通有の普遍的二元

性が、具体的な個別国家においては、個人人権の重視(だがその裏には国家主権か厳として潜む)と国家主権の重視と(もとよりここでも個人人権は否定されていない)に分かれることの指摘も全く同じである。すなわち、「どちらかといへば、西欧においては、自然性思想が優位を占め、之に反してドイツにおいては十九世紀以後国家理性の思想が急速に成熟した。その結果、英米においては国家権力は国内的にも国際的にも決して無制限ではなく、……ドイツでは、国家は最高の価値であり、……これがドイツの悪評高い軍国主義的、権力国家的伝統としてしばしば指揮される所以である。しかしそこには両者における近代国家形成過程の大きな歴史的相違が横たわっている事を忘れてはならない」と。丸山は敗戦直後、「客観的情勢の激変にも拘らず私の問題意識にはなんらの変化もないと云つていい」<sup>60</sup>と述べている。ただし、戦前の処女論文では個人主義国家に関して、その極限形態がファッシズムだと否定的に語られ、それとは別に反ファッシズム国家としての弁証法的全体主義が丸山によって提起されていた。これに反して戦後は、前述したように反ファッシズム国家論は捨てられ、個人主義国家内での国家への不断の抵抗感覚が強く提唱されており、この点で戦前とは異なることを指摘しておく。

原理的に国家に先行する近代的個性の確立とその究極的価値の追求という理想主義がその根底にある。「目標はひとりひとりの個性の確立以外ないと思うんです。国家主義や社会主義がそれ自体目標になっちゃこまる」<sup>61</sup>「社会主義が永久革命だなんてとんでもない。それは歴史的状況のもとにおける体制にすぎない。僕がいったよう

な、普遍的なものへのコミットだとか、人間は人間として生まれたことに価値があり、どんなに賤しくても同じ人は二人とない、そうした個性の究極的価値という考え方に立って、政治・社会のもろもろの運動・制度を、それを目安にして批判してゆくことが『永久革命』なのです。それが僕の考えです<sup>(63)</sup>。従って社会主義も「どこまでも個人＝社会主義でなければならぬ。計画化は個人個人の尊厳に奉仕する限りにおいてのみ是認される」ということになるのである。このように社会主義にも近代的個性への奉仕を求める近代理想主義者丸山であった。

だがこの公権力からの私的自由、国家からの市民社会的自由の尊重を基本とする個人主義ないし自由主義は、その内部にセルフ・ゴとエゴ・ゴとの、理念と現実との、深刻なジレンマをかかえており、丸山もこれらを私的自治と自由の私化とに峻別している。曰く、「自由の私化 (privatization) ということは、……近代国家における私的自治 (privat autonomie) の原則と混同してはならない。思想・信仰・言論の自由が『私事』として、その不可侵が国家権力によって承認されたことは、近代国家における市民の公事 (Public affairs) 参与の前提条件をなすものであり、……市民の権力への監視の基本観点になっている……。これに対して、ここでいう自由の『私化』は、狭い日常生活、とくにその消費面への配慮と享受に市民の関心が集中し、そうした私生活の享受が、社会的政治的関心にまで高められない状態、またはそうした上昇をチェックしようとする動向も指すのである。市民のこうした『狭い個人主義』の傾向が政治権力の専制化と矛盾せず、むしろしばしば補完しあう

関係に立つ<sup>(64)</sup>」。ここで丸山は、自由の私化を狭い個人主義とよび、別にまた次のように非政治的な個人主義とも云っている。「近代的な個人主義と異った、非政治的な個人主義、政治的なものから逃避する、或は国家的なものから逃避する個人主義思潮が、つまり政治的な自由主義でなく、むしろ『頽廢』を内に蔵した様な個人主義<sup>(65)</sup>」だと。たしかに近代における権力からの自由としての自由主義は、権力への自由としての民主主義の前提であり、逆に権力への自由はまた権力からの自由の保障であって、前者を主とし後者を従とする近代自由主義デモクラシーのこれは基本である。この基本からすれば、自由の私化は非政治的、政治的無関心そして私生活中心主義と非難され斥けられるかもしれない。とはいえ、狭かろうが非政治的であろうが、丸山も、「自由の私化」が個人主義ではないと明言してはいない。そして、権力からの自由が、私的自治から私的恣意に俗にいう「カラスの勝手でシヨ」に、転下しないという保障はどこにもないのである。丸山もこう云っている。「私はよく個人主義者だと言われるけれど、個人主義の最大の盲点として、エゴをどうしたらいいかという問題があるのです。アダム・スミスをはじめ、十八世紀の思想家がいちばん苦労した問題が、人間の本性としての利己主義と利他主義との関係です。啓蒙合理主義の『個人』は、理性でもってエゴをコントロールする理性的個人なのですが、結局、内面的規範意識をもった個人とエゴの個人とを区別する基礎づけに成功しなかった。だから個人中心というところ、エゴ万能ということになりかねない。」「この西欧的な個人主義に内在する矛盾の問題は、はく・自身も解決がつかない」<sup>(66)</sup> (傍点―柴田)と。一人丸山にとってのみ

ならず、私的自由のかかる矛盾こそは近代個人主義最大のアボリアの一つであろう。また公的な政治面よりも日常生活の消費面に傾斜する私的人間を「頹廢」と難ずるのは容易であろうが、かかる庶民大衆こそは史上最も無視できぬ存在なのである。

このアボリアへの丸山の対処は、所謂他者問題であった。「ヘーゲルのなコトバでいえば、他者を他在において理解すること」「自由⇨他在において自分自身であること」(『丸山眞男講義録』〔第三冊〕政治学、二一〇頁)だ云う。くだいて云えばこうだ。「自分のきらいなものを自分の精神のなかに位置づけ、あたかもそれがすきであるかのような自分を想定し、その立場に立つて自然的自我と対話することである。他在において認識するとはそういうことだ」<sup>70</sup>。自分の身になってではなく、一応他人の身になりきって考えよ、ということか。それによって各人が己れのエゴから脱し他者との連帯が可能となるというのである。だが丸山自身も云うように「社会は異質な他者と他者からなるという前提から出発」<sup>71</sup>するのであって、他者を他在において理解するということも、所詮は自在中心的なのである。近代の自由主義ではどうしても、バラバラに分離したアトムの個としての一人一人の人格的自由が、その中核をなす。丸山の立脚点もそれ以外ではない。しかしヘーゲルはちがうのだ。ヘーゲルはこの近代市民社会における個人的自由を一方できわめて高く評価しながらも、他方これを自在と他在との分裂した人倫的喪失態 Verlust der Sittlichkeit と厳格に規定し、その分裂を批判的に止揚した自在⇨他在としての人倫態を創造的に提起したのである。このヘーゲルの人倫態における自由は愛に具体化される。「わ

れわれは、この自由をすでに、たとえば友情 Freundschaft や愛 Liebe という感覚の形式のなかにもっている。そこにおいては、人は自分のなかに一面的に存在するのではなく、他人との関係のなかに喜んで自分を制限し、しかもこの制限のなかで自分を自分自身として自覚するのである」<sup>72</sup>。「愛とは一般に私と他者との統一の意識をいう。したがって私は私だけとして孤立せず、私の孤立態を止揚するときはじめて私の自己意識を得るのであり、私と他者との統一、および他者と私との統一を知るものとしての自覚によって得るのである。……愛における第一の契機は、私が孤立した独立人たろうとは欲せず、もし私がかかるものであったとすればみずから欠陥ありかつ不完全なものと感ずるということである。その第二の契機は、私が自己を他者の人格のうちに得ること、すなわち私が他の人格のうちにおいて私たる所以をあらわし、同様に他の人格がまた私のうちにおいて他の人格たる所以に達するということである。したがって愛は、悟性の解きえないもつとも大きな矛盾である。けだし否定されながら、しかもなお肯定的なものとして私が有すべき自覚ということの究極点ほど、解きたい頑強なものはないからである。愛は矛盾を生ぜしめると同時に、矛盾を解消するものである。この矛盾が解消するところ、愛が人倫的結合である所以があるのである」<sup>73</sup>。近代的自我・人格に終始し、他者への知的理解としての他在を説く精神的貴族主義者丸山に対し、近代的人格を止揚し、自在即他在の立場から人倫的な愛を説くヘーゲル。一九世紀初頭一八二一年の『法哲学』におけるかかるヘーゲルの把握こそは、それが近代的自我にとってしかく至難の業とはいえ、利己と利他との近代的

矛盾・分裂を解く鍵を秘めている、と私は考える。<sup>74</sup>ヘーゲルはこの愛の共同体の実現を彼の倫理的・国家的の中に求めた。

このヘーゲルを批判的に継承してマルクスは、しかしヘーゲルとは反対に国家を止揚した「共同体においてはじめて個人は、自分の素質を全面的に発展させる手段を与えられる。だから共同体においてはじめて、人格的自由が可能となる。……本当の共同体においては、諸個人は彼らの連合のなかで、また連合を通して、同時に彼らの自由を獲得するのである」(『ドイツ・イデオロギー』より。拙著『マルクス国家論入門』六五―六六頁参照、同『ヘーゲルの国家理論』四一頁)と喝破した。丸山も、「個人と共同体の一致、人間と公民の一致」コミュニズム「現実の個々の人間が、個性的人間でありながら、しかも類的存在となったとき、はじめて人間的解放は成就される」(『ユダヤ人問題によせて』)とマルクスの言葉を引用しながら、「それは、実に鋭い近代デモクラシーの批判(傍点―柴田)である。国家と市民社会の分裂の止揚による個人と共同体の一致、個人が個別的利益を追求しながら、そのことによって共同体の全体性をなう公民であるような社会——それは、ある意味で、ギリシャのポリス、人間がポリスの公民としてのみありえたような社会から奴隷的基礎を除き、それを共産主義的生産様式にかえた社会である」(『丸山眞男講義録』〔第三冊〕『政治学一九六〇、一九九頁〕と書いている。ここでの「国家と市民社会の分裂の止揚」とか、「実に鋭い近代デモクラシーの批判である」としている所に注目。そこまでのマルクスへの洞察にもかかわらずしかし、丸山はそれを己れの政治学全体の中に生かすことは決してなかった。上記の一節

も、実は彼の『政治学』(一九六〇年)における「第四講 政党における代表制」の最後の「5 代表制の現代的問題」の中の、ほんの走り書きにすぎない。

かくて結局、近代の止揚を諦めてしまっていた丸山は、近代の枠内での権力に対する不断の抵抗によって、極力個的自由を守ろうとするリベラリストであったといえよう。(ちなみに、私が「国家と市民社会の現代理論(2)」の註(227)で書いた、代表の矛盾的性格についての出所は、上記丸山『政治学』一八一頁であった)。

ソフトなナショナリズム 近代国家を構成する個人人権と国家主権との二つの極のうち、個人人権に即するのがリベラリズムなのに対して、国家主権に即するのがナショナリズムである。ナショナリズムとは、以前から、一言にして国家を介しての民族の自己主張(統一・独立・膨張ないし侵略)の謂と私は考えてきたが、この最も肝要な一点を曖昧、稀薄にしたものが多い。「そんな大勢の中で、"Bernard Yach, Nationalism, Popular Sovereignty, and the liberal Democratic State"は、ナショナリズムを、民族の政治的・国家的自己主張と規定してゐる。——"The Nation-State in Question" (edited by T.V. Parl, G.J. Kenberr, and G.A. Hall, 2003, Princeton U.P.) p.49, pp.43-44 cf.]

ところで同じナショナリズムでも、国家バイアスのアプローチに依るものと市民社会バイアスのアプローチに立つものとの二つに分けられる。前者はハードなナショナリズム、後者はソフトなナショナリズムといえよう。丸山はもとより後者に属する。ただ留意すべきは、丸山が先ず国家の不可避的必然性を力説することである。そ

これは丸山の学生論文以来の一貫した地論であるが、ここで再度の引用を許されたい。「イギリスの市民層と雖も決して国家を否定はしないし、また市民社会の性質上否定しえない。『国家は悪である』というフォルメル〔公式〕には『必要悪』という形容詞を入れることを忘れないのである。またラッサールの所謂『夜警観』が市民的国家の適切な表現であるためには、一面には国家権力の制限が（普通はこの方面のみが見られる）、しかし他面には国家の必然性（傍点柴田）が同時に意味されねばならない。人間が皆聖者にならない限り、市民層は夜警なくしてどうして安眠しえよう（傍点柴田）。イギリス市民社会も市民社会一般と等しく国家権力に究極的に依存する（傍点柴田）。個人主義国家についてのこのような国家の必然性の認識は、「個人は国家を媒介してのみ具体的定在をえ」という、例の反ファッシズム国家における国家の抑制的な肯定的発想の中にも含まれている。さらに一九七九年にはこうも云っている。「ナシヨナリズムがそれ自体『悪』ではない……『ネーション・ステート』自体を否定するのは、観念的で、口先でそういうことを云っても、実際はそれに頼っているんです。誰も進んで無国籍者になろうとしないじゃないですか」と。つまり、実際には国家の庇護の下でのみ己れの日常生活が可能であるにも拘らず、それを忘れて国家の否定を云々する者は、単に口先だけの観念でそう云っているだけだ、若しそうでないというのなら、一度国籍を捨ててみたらどうか、などと詰っている。一見国家バイアスのアプローチかと思わせかねぬ、いささか丸山らしからぬこの言葉は、丸山における schizoid malady のあらわれであろうか。

だが、丸山自身も云っているように、「国家あるいは政治権力に人々がともかく服従しているのは、結局生命財産を保護してくれるという期待があるからです」<sup>(76)</sup>。ところが、その期待が期待通りにいかず、逆に裏切られることが重なって国家否定論も出てくる、といったこと等は丸山もとくに承知している筈だ。にもかかわらず、上述の如き言辞を弄するのは、やはり丸山の国家肯定観を示すものといえよう。そのことは、丸山による次のユートピア批判、ユートピア非難でヨリ明瞭となる。「古来のユートピアは、人間社会から権力的強制を排除することによって政治を不用にすることをねらってきた。しかしユートピアが行きついた帰結はつねに完全な社会制度の樹立であり、そこでは完全性を確保するために綿密な計画性と私的領域の排除が徹底的に貫かれた。体制が完璧になればなるほど個人は体制の受益者化し、受益者化すればするほどその精神は受動的になり、計画によって措定された職務に釘付けられて、ドストエフスキーのいう『ピアノの鍵盤』になる」<sup>(77)</sup>。なにやら、国家の死滅を説いたマルクス・レーニン主義、スターリン主義の全体主義批判のようにもきこえるし、実際にもこう云っている。「コンミュニストは非常にユートピアンなので、そのユートピアから現実には強制が出てくるといふパラドックスがあるんです。…：国家の死滅などという、いつのことだか分らないイデー」<sup>(78)</sup>「国家の死滅はアカデミックな問題としては面白いけれど、現実の革命の課題にはならない。それこそマルクス・レーニン主義の中のもっともユートピア的要素だと思っんです」<sup>(79)</sup>。マルクス・レーニン主義における国家死滅論自体の批判的検討は重要<sup>(80)</sup>だが、ここで丸山が国家死滅論のユ

トピア性を指摘するのは、自分の国家不滅論の観点からだということに注意が肝要である。<sup>(81)</sup> ただし念のため、呉々も誤解なきようお願いしたいのは、丸山の国家不滅論は国家死滅論に対するものであって、ア・プリアリに不易的な国家存在の絶対性を説く如きものでは決してないということである。むしろ理想としてはアナキズムは正しいと丸山は考える。「ぼくは、やっぱり、アナキズムが理想であって、だけどそれが実現できないから、しようがなくて、政治というものがあると思う。経済とか教育とか芸術とか、そういうものはないからあるんじゃないやなくて、やっぱり将来永久にあるし、あるべきものなんです。政治はだんだん減らしていくべきものだけ、残念ながらなくならない」(丸山『自由について』SURERO二〇〇五年、一七三頁)。「つまり、アナキズムほど人間性を樂觀視しないということ、ただ理想として見ればやっぱりアナキズムは正しいです」(一七四頁)と。

ところで丸山は、そもそも国家なるものをいかに把握していたのであるうか。丸山の国家概念を一度ここで見ておこう。だが、彼には国家の機能論はあっても、国家の本質面に正面から迫った論考は無いに等しいと思われる。丸山は、「われわれは『価値から自由な』観察と、積極的な価値の選択の態度を、ともに学びとらねばならぬ」という困難な課題に直面している<sup>(82)</sup>と、経験科学としての政治学と政治哲学との双方の自立と関連、その追求の必要および困難性を指摘している。なにやらカントのア・プリアリとア・ボステリオリとの方法二元論的な感じを想起させるが、丸山はその一元的止揚のむずかしさ告白している。このうち経験科学としての政治学の立場

からの丸山の国家概念は、マックス・ウェーバー流の、国家Ⅱ正当な暴力の独占体というのに尽きるようである。「国家は今日なお最高の組織された権力機構であり、一定の領域において正統的および合法的暴力を独占し、その行使による価値剥奪を最後手段 (ultima ratio) として副次的な権力関係をコントロールしている」<sup>(83)</sup>「ウェーバーは政治観念については、マルクス主義と全く同じです。つまり手段価値としか見ていない。国家論がまたそうです。……物理的強制手段の正当性を独占しているというウェーバーの国家の定義は、ある意味ではマルクスと同じなのです。やはり、南原先生なんかと相容れない。それは、やはりウェーバーが経験科学に徹しようとしたということからきていると思うんです。経験科学に徹しようとする、どうしても暴力の正当性の独占ということを離れて、国家というものは特色づけられないのではないか。そうすると、国家をなすで特色づけるかという、ぼくは平凡だけれど、正当な暴力を独占していることだと思う。正当性のある暴力を独占しているということを離れて、いったい国家にしかなくて、ほかの団体にないという特色はあるのか。いまでもぼくは疑問だと思うのです<sup>(84)</sup>」と。これにつけ加える必要はあるまい。

しかもそれだけではなく、丸山はそのあと直ぐこう言っている。「政治哲学の問題になつてはじめて、それだけでは解けない問題が出てくる<sup>(85)</sup>」と。しかしこの政治哲学的国家概念を丸山は積極的に展開してない。(国際政治研究の立場から、「丸山の国際政治論は、権力政治論においてではなく規範理論において未成熟さが残るのではないか」という疑問を払拭できないのである」と指摘されている――

―酒井哲哉「国際政治論のなかの丸山眞男」「思想」2006 8  
月号、一九頁）。ただ察するにそれは、前に述べた個々人の個性的  
価値の究極的追求への奉仕という理想主義的把握になるのではない  
か。それは、「それぞれの人格という本質的価値は、政治思想の基  
礎である。そして人びと――個々人、すべての個人――の価値が国  
家における最高の価値である」とするアーネスト・バーカーの把握  
と異なるものではない、であろう。丸山は、「すべての事実の背後  
にあるイデー（理想）の存在を信じて疑わない」（丸山『自由につ  
いて』SURE二〇〇五年、三三―三六頁）と云っている。またそ  
の著書『政治学』<sup>86</sup>では、国家という語は殆んど使用することなく、  
統治機構 Government とか政治体とかの語に終始している。従っ  
て同じ市民社会バイアスのアプローチを採るバーカーに準じて、丸  
山も国家Ⅱ法説に近い考えを持つのかと思いきや、さに非ず、前述  
の如くウェーバー流の、バーカーとは対立する国家Ⅱ正当な暴力説  
を前面に出してくるのである。その理由について丸山はこう述べて  
いる。「ばくの場合は、政治についてのネガティヴな見方ははつき  
りマルクス主義の影響です」（丸山眞男回顧談下、二九七頁）「政治  
というので連想するのは、搾取とか、暴力とか、だますとか。やつ  
ぱり時代経験から来るイメージが非常に悪いということと、支配階  
級の搾取の道具だというマルクス主義の政治観が、両方重なるから、  
ネガティヴにしか捉えられないのです」（同上二九八頁）と。ここ  
で丸山は、ウェーバーもマルクスも共に国家Ⅱ暴力説を採るとし、  
私のいう国家バイアスのアプローチに一括している。この点ウェー  
バー自身の見方も同様である。しかし私の立場からは、マルクス主

義は市民社会バイアスのアプローチに基本的に立つと見るのであつ  
て、その詳細は「第三項 マルクス主義」に譲る。問題は、このウ  
ェーバー流の暴力説的把握とバーカー流の市民社会バイアスのアプ  
ローチとの丸山における理論的整合であるが、前述のように丸山は  
その困難性を吐露するのみである。

次に丸山のナシヨナリズム観を見てみよう。ナシヨナリズムにつ  
いて「ナシヨナリズムは本来きわめてエモーショナルでかつ弾力的  
な概念であるため、抽象的に定義することは困難である。それは民  
族主義、国民主義、国家主義というように種々に訳されて、それぞ  
れある程度正当な、しかし何れも一面的な訳語とされているところ  
にも反映している」（『丸山眞男集』第六卷、三〇三頁）と前置きし  
た後で、「一応の定義をあたえるならば、ナシヨナリズムは、ある  
ネーションの統一、独立、発展を志向し押し進めるイデオロギーお  
よび運動である」（同上）と云っている。私はこの定義に欠如して  
いるのは、先述した如く、国家を不可欠の中核的媒体とする民族現  
象という一点だ、と考える。続けよう。一九四七年の敗戦直後、  
「長きにわたるウルトラ・ナシヨナリズムの支配を脱した現在こそ、  
正しい意味でのナシヨナリズム、正しい国民主義運動が民主主義革  
命と結合しなければならぬ」と書いている<sup>87</sup>。では正しいナシヨ  
ナリズムとは何であろうか。すでに丸山は戦前の一九四四年にこう  
述べている。「国民とは国民たろうとするものである」<sup>88</sup>「かかる国  
民意識を背景として成長する国民的統一と国家的独立の主張をひろ  
く国民主義 (Nationalism, Principle of nationality) と呼ぶならば、  
国民主義こそは近代国家が近代国家として存立して行くため不可欠

の精神的推進力である」と。ここで彼は国家主義と国民主義との二つの相を有するナショナリズムを、ひろくともに国民主義と呼んでいるのに注目したい。これは丸山のナショナリズムが、国家主義よりは国民主義的であることを無意識のうちに示しているように思われる。だがそれはともかく、丸山は「国家的独立のための国民的統一の要請は国内対策として二つの方向」すなわち「集中化と拡大化という両契を同時に内包し」ていると云う。「最高主体への凝集と他方国民層への拡大」、つまり私のいう、国家バイアスのアプローチと市民社会バイアスのアプローチの二つである。そしてこのうち日本においては、「終始圧倒的な役割を与えられたのは容易に見らるる如く政治的集中の契機であった」と云う。「之に対して他方、政治的関心を益々広き社会層へ滲透せしめ、それによって、国民を従前の国家的秩序に対する責任なき受動的依存状態から脱却せしめてその総力を政治的に動員するという課題は、漠然たる方向としては最初から前の問題と不可分に提起されたから、前者の動向に喘ぎ喘ぎ追隨するのみで、そのテンポは著しく遅れがちであった」

『拡大』契機のこうした脆弱性<sup>95</sup>と嘆く。丸山のナショナリズムが、凝集と拡大との両契機のうち、いずれに傾いていたかは明らかであろう。拡大すなわち受動的国民を積極的能動的な国家成員たらしめること、つまり「国民とは国民たろうとするもの」という冒頭の言葉がこれを現わす。そして国家的集中化と対照的な、このいわば市民社会的拡大、滲透化のナショナリズムは、リベラリズムとの対立性よりは親近性を持つ。即ち「リベラル・ナショナリズム」

〔丸山眞男集〕第六卷三〇六頁に外ならない。

ナショナリズムのこのような国民主義的把握は、基本的に戦後も変りはない。一九四六年丸山は書く、「近代的自由が民族国家そのものの構成原理である」。「英国の自由主義だつてむろん国民の一体性の背景の上に主張されているんだが、その一体性が早くから確保され、海上権の優越によって強固に保証されていたために、その前提が強く意識にのぼらず、専ら国家からの自由という世界市民的遠心的傾向を表面に出して来たんだと思う。その点になるとフランスやドイツの様に、外的圧迫からの国民的独立に苦しんだところでは、近代的自由の持っている構成的積極的契機は一層鋭く自覚せられざるをえない、……ドイツやフランスではナショナリズムがリベラリズムの双生児であることは国民的常識……ところが英米ではナショナリズムという言葉にははじめから何か暗く重苦しい連想がつきまといしている様だ」と。どちらかというところ、イギリスではリベラリズムが、対してフランス、ドイツではナショナリズムの面が強く表に出るが、しかし近代国家においてこの二つは本来「双生児」であつて、いずれも欠くことの出来ない近代国家の構成原理をなすと云う。たしかにそれに相違はない。(ただしその二つも、既述した国家主権と基本的人権との近代における弁証法的対立と統一の反映なのであつて、「双生児」という表現はナショナリズムとリベラリズムとの対立的契機を見えなくする恐れがある。)とまれ「ナショナリズムとデモクラシーの統合の意図……これが日本の近代化の方向に対する本質的に正しい見透しである」。「日本に健全なナショナリズムすなわち民主的なナショナリズムを打ちたてるためには、恐らく日本の政治、経済、社会全般にわたつて現在『健全』と考えら



れているよりもずっと『左』の政策が押し進めこれねばならぬだろう<sup>99)</sup>』と丸山は強調する。丸山は確かにナシヨナリズムである。しかしそれは決して国家主義的ナシヨナリズムではなく、あくまでもソフトな国民主義的ナシヨナリズムであったのである。くどいながらも一度丸山をして語らしめよう。曰く、「眞の近代国民主義は個人の自立に基づく自由を媒介としてのみ成長する。後に福沢が『一身独立して一国独立す』という命題を掲げたとき、それはまさしくかかる意味でのナシヨナリズムの宣言であった」と。丸山において、リベラリズムの個人が主で先、対してナシヨナリズムの国家は従で後なのである。つまり「ナシヨナリズムとリベラリズムとを同等に扱うわけではない。リベラリズムは、むしろ出発点とみなされる」(ヤエル・ターミナル著『リベラルなナシヨナリズムとは』押村、高橋、森分、森訳、夏目書房、二〇〇六年、五三頁)。逆にこれが、国家主義的ナシヨナリズムが強くなるにつれ、リベラリズムに対立する反リベラリズム的風潮が勢いを増して、主人面をした乱暴なナシヨナリズムが内外ともに大手を振ってのし歩くようになってくる。丸山の最も回避し嫌悪したものに外ならぬ。

だがとはいえ最後に、ナシヨナリズムに関して重要で決して忘れてはならぬ困難な問題が残っている。それは、国民主義的ナシヨナリズムが原理的には上述の如くであったとしても、実際にはどうであろうかということである。つまり、ソフトな国民主義的ナシヨナリズムが、ハードな国家主義的ナシヨナリズムにいつしか変貌、転化しないという保障はあるのであろうかということに外ならない。それは先に見た個人主義のセルフとエゴ、利他性と利己性との矛盾

と転化の現象と全く同様なのだ。国民主義と国家主義との相違こそあれ、両者ともに国家主権を不可欠の中心媒体とするナシヨナリズムたることにおいては同一だからである。時の国家的政治状況の、硬から軟、軟から硬への変転に応じて、ナシヨナリズムも当然移行する。ところが、丸山における先述のナシヨナリズムの定義で、「国家」の欠落を私は指摘したが、外ならぬこの国家の欠落こそが、国民主義と国家主義との矛盾と転化の論理の追求を丸山に妨げしめるのである。丸山の第二のアポリアであらう<sup>101)</sup>。

永遠のデモクラシー 以上、抵抗するリベラリズムの原理、次いでソフトなナシヨナリズムと検討してきたが、終りに丸山の民主主義論を見てみなければならない。

「ルソーが指摘したごとく、政治においては文字通り多数支配は不自然であり、政治の存する社会はつねにピラミッド型の少数者による支配である<sup>102)</sup>」「政治社会はどんなに民主化されても、依然として権力現象であり、組織的強制力を行使できる治者と、然らざる者との関係は不平等なものである<sup>103)</sup>」。これが丸山の民主主義論の前提、出発点である。(ただし丸山は「支配・被支配という観念自体マルクス主義的観念であって自分には取らない」(丸山『自由について』SURE一七一頁)と、異なることも云っている)。政治の現実、国政における「少数支配の鉄則」、治者と被治者との歴然たる不平等は何人といえども否定することは出来ぬ。しかし、他方、「DemocracyとはDemos + Kratiaすなわち『人民の支配』を意味する<sup>104)</sup>」。人民≠多数者である。ではどうなるのか。それはつまり少数支配の政治の現実と多数支配の民主主義の理念との間の著しい乖

離である。丸山曰く、「民主主義の理念は、本来、政治の現実と反するパラドックスを含んでいる」<sup>(95)</sup>「民主主義はそもそも『人民の支配』という逆説を本質的に内包した思想」<sup>(96)</sup>であると。丸山の所謂永久民主主義論は、この逆説をいわば逆手に取ったものといえよう。次を見よ。「かくのごとく『人民の支配』ということが理論的に矛盾を含み、そのままの形では実現できないとしても決して民主主義が無意味なのではなく、むしろそのギャップのゆえにこそ、たえず民主化せねばならないという結論が出て来るわけである」<sup>(97)</sup>「未来に向って不断に民主化への努力を続けてゆくことにおいてのみ、辛うじて民主主義は新鮮な生命を保ってゆける。民主政治ということが本来パラドックスを含んでいるというのはそういう意味である」<sup>(98)</sup>。「結局、政治における少数支配と権力関係の介入を不可避のこととして、その前提のもとに権力を不断にコントロールしてゆこうとするところに民主的なものが生まれてくる重大な契機があるということになる」<sup>(99)</sup>と。

しかし、なぜこの逆説から、未来への不断の民主化のみが一義的に出てくるのだろうか。つまり、少数の権力者からの非民主的な要求、動きは出てこないであろうが、なぜなら、多数支配としての民主主義的理念は、少数支配としての政治や現実に対する否定的契機を当然に宿しているからである。むべなるかな、古代から中世、中世から近代に至るまで、人類の歴史は永く永く非ないし反民主主義的であったのだ。上述の丸山の永久民主主義論は、彼の近代市民社会バイアスのアプローチからの民主主義選挙論なのである。だがまた、民主主義も、少数支配としての政治の現実に対する否定的契

機を内臓しているとはいえず、それは決して自らの否定性を最後まで貫徹することは出来ない。なぜならデモクラシーとはそもそも国家の統治形態であって、国家を大前提にしている存在だからである。政治主義や国家主義には厳しく対した丸山も、国家そのものの否定は彼の決して執るところではなかった。少数者による権力支配の現実、ルソーと共に丸山にも永久に「不可避」、いわば人間社会の宿命なのである。国家の肯定とその否定的契機たる民主主義とのいわば永遠の矛盾的共存、これが丸山のいう民主主義の逆説・ジレンマである。

この民主主義一般論を踏まえて、今日丸山が永久民主主義を説く意味を更に考えてみよう。民主主義の制度よりも民主主義の理念と運動との永久革命性について次のように云っている。「民主主義というのは理念と運動と制度との三位一体で、制度はそのうちの一つにすぎない。理念と運動としての民主主義は、……『永久革命』なんです。資本主義も社会主義も永久革命ではない。その中に理念はあるけれども、やはり歴史的制度です。ところが、民主主義だけはギリシャの昔からあり、しかもどんな制度になっても民主主義がこれで終りということはない。絶えざる民主化としてしか存在しない。……これが主権在民ということです。主権在民と憲法に書いてあるから、もう主権在民は自明だというわけではなく、絶えず主権在民に向けて運動していかなくてはならないという理念が揚げられているだけです、決して制度化しておしまいということではないんです。その理念が運動面とも強調していくことがこれからますます大事になっていくと思います」<sup>(10)</sup>と。制度として固定化され易い民

主義ではなく、不断の民主化のプロセス、その民主主義運動およびそれを支える理念としての民主主義を稱揚する丸山。かかる民主主義のみが永久革命の名に倫し、資本主義も社会主義も所詮歴史的制度にすぎないと云う。丸山のこの民主主義論には、次にも見るように、国政への参加よりも、国政の監視、国家に対するコントロールの要素の方がより強い。直接民主主義ではなく、やはりそれは近代の間接民主主義、国家権力からの自由としての自由主義を主とし、国家権力への自由としての民主主義を従とする、近代自由民主主義のラインに副ったものである。前に私は、「寡頭制の鉄則」を説いたロベルト・ミヘルスとは反対に、市民社会の民主制の側から民主主義の永久革命を唱えたのが丸山眞男である<sup>11</sup>と書いた。それは、近代における国家と市民社会との二重構造という大枠内での、国家に対する市民社会からの永久のコントロールなのである。その大枠が揚棄されるまでは。

さらに、丸山によれば、この民主主義の主体は市民である。市民が「民主主義の担い手<sup>12</sup>」に外ならない。しかし、民主主義の担い手なる実体は存在しない。そうではなく人は機能的にその担い手になるといふ。つまり丸山の市民は実体概念ではなく機能概念なのである。さらに、この市民には二つの面がある。いわく、「いろいろな民主的決定過程に積極的に参加してゆくシトワイアン的側面と、公権力その他上からの横からのあらゆる社会的圧力に抵抗してシヴイル・リバーテイズを守ってゆく側面と両方を含めているんです。思想的にはこの二つは別の系譜から来ているので、たとえばギリシャの直接民主政における『市民権』には前の契機はあつたけれ

ど、後の契機はなかつた<sup>13</sup>」と。すなわち、前者は国家公民として国政に進んで参加する面であり、後者は近代市民社会的私人として国家に抵抗または国家をコントロールして市民的自由を守る権利主体、リベラル・デモクラシーの市民である。丸山は前述のように後者に傾く。彼はこの私的市民の立場を比喩的に在家・仏教になぞらえている。在家仏教は出家仏教に対するもの。それは特権的な出家のためではなく、一般在家衆生の救済のためにこそ宗教は存すると専修念仏、悪人正機を説く親鸞の流に属する。丸山は政治家を出家に、一般市民を在家にたとえて次のように云っている。「宗教が坊主の仏教になつたらおしまいなのと同様に、デモクラシーというのはもともと在家仏教であつて、政治を職業としない、つまり坊主でない、政治以外の職業についているシロウトの政治的関心によつてはじめて支えられるものです<sup>14</sup>」と。また云う、「一般の人の政治行動というものは他に自分自身の職業や仕事を持ち、自分の定まった生活の場を持ちながら、その合間々々に政治に参加すること、それが一般市民の政治行動なのです。市民の立場において、種々の問題について気軽に集まり話し合い、その目的実現のために四方へ働きかける。目的が実現されれば、すぐその会は解散される。そしてまた何か問題がおこれば再び集るといふ具合でいいのです。実はこれが非常に大切なのだ。政治的状况を動かしていく力、それはこのような一般市民の力の結集として現われるのです。まず自分達の力に対する信頼、これを失わずに、その力を結集していくことですね<sup>15</sup>」。「国家と社会の二元性はこの思想の上のみ確保される」(『丸山眞男講義録』〔第四冊〕日本政治思想史1964二五〇頁)と。

丸山は、学問においても、この市民の立場に立つ政治学こそが日本の政治学の目指すべきものではないかと考える。それは革命の政治学でも体制の政治学でもなく市民の政治学なのである。曰く、「日々デモクラシーを創造していく市民の立場から、状況をいかに把握し、いかに操作してゆくかということを中心にして考える政治学は、すべての人間がポテンシャルな革命家であるという想定に立ったような政治学とも、またでき上った体制への適応性を中心にした政治学とも、違ってこななければならないと思うのです。そういうものが、日本の政治学の方向なんじゃないか、こう考えるわけです」<sup>15</sup>と。体制の政治学も革命の政治学も、相互の方向性こそ正反対だが、ともに国家（旧国家であれ新国家であれ）的指導者による「もっぱら上からの発想となつちやうのじゃないですか」と云う。なるほど尤もだと云いたい。しかしだからといって私は丸山のいうこの市民の政治学構想に組するのではない。なぜなら、市民の政治学とは結局のところ、近代における国家と市民社会との矛盾・二重構造を大前提に、その上で市民社会レベルでの私人の公的な政治的行動、民主的運動に焦点をあて、それを主とするものだからである。それではいつまでたっても、出家坊主たる職業政治家連が依前国家権力の中枢に支配者として鎮座し、他方在家の一般人、機能的市民達は、それこそ永遠の民主化運動を続けるいわば宿命から逃れられないであろう。丸山は、それでもよしとするのであろうか。そして更に深刻なことは、国家に抗する市民社会の永久民主主義運動の中にあつてすらも、理念を背負つて知的に指導する少数のエリート達と指導される多数の大衆との格差を丸山が認め、デモクラシーの実際のみ

体的行動主体は多数の大衆ならぬ少数（マイノリティーズ）の知的エリートだとしている点である。「エリートつてのは非常に悪い言葉に使われるけれどもね、それはそれで、ほくはいんじやないかと思うんだ。つまり、一方ではスタンダードを保つてものがないとね。……大衆化も結構だけど」（座談4）三一八頁、三谷太一郎『近代日本の戦争と政治』三八一―三八二頁参照）とし、「知的指導なき大衆のエネルギ―は盲目であり、大衆のエネルギ―に支えられない知的指導は空転する」と云っている（『座談4』一五三頁）。勿論丸山もこれは決して「知的エリートの社会的優越の承認ではない」（公）としてエリート主義は排するとはいうものの、そこには自己止揚の論理は希薄と思われる。このパターンが永遠に続くとするならば、それは前に述べた、「いたるところに、選んだ者と選ばれた者がいる。だがまた、いたるところに、選んだ大衆に対する選ばれた指導者の権力がある」と説いた、あのロベルト・ミヘルスの所謂「寡頭制の鉄則」に、いささか近似してくるのではないだろうか。丸山の第三のアポリアであらう。といって革命の政治学も私の執るところではない。旧国家権力を打倒、奪取し新革命国家の樹立を指向する革命の政治学には、国家自体の止揚という自己否定の決定的契機が事実上殆んど欠けている。そうではなく私の考えるのは、国家と市民社会との二重構造の止揚を踏まえた国家そのものの揚棄による新たな人間共同体の創造であり、既成国家の単なる機械的否定、打倒としての廃棄・廃絶では全くなく、共同体のより高度なレベルでの再生を目指す止揚の政治学である。

以上これまで、丸山におけるデモクラシーの、いわば総論的と思

われる部分を検討してきた。以下具体的に戦後デモクラシーの虚妄を巡る丸山と大熊信行との応酬および六〇年安保闘争での丸山の議会制民主主義擁護論の二つを取り上げて調べてみよう。

一九六四年丸山は、「私自身の選択についていうならば、大日本帝国の『實在』よりも戦後民主主義の『虚妄』の方に賭ける」という有名な台詞を吐いた。これは、「新たな『戦後神話』<sup>(19)</sup>すなわち「政界・財界・官界から論壇に至るまで、のどもと過ぎて熱さを忘れた人々、もしくはは忘れることに利益をもつ人々によって放送されるこうした神話（たとえば戦後民主主義を、『占領民主主義』の名において一括して『虚妄』とする言説）は、戦争と戦争直後の精神的空気を直接に経験しない世代の増加とともに、存外無批判的に受容される可能性がある」<sup>(20)</sup>ことに対する、丸山の心からの反撥である。同じことをこうも書いている。「日本は敗けてよかったのか、それとも敗けない方がよかったのか。戦後民主主義の『虚妄』を、それだけをわめくものは、この問いに答える責任がある。戦前の日本帝国は『虚妄』でなくて『實在』だともいうのか、それなら私は日本帝国の實在よりもむしろ日本民主主義の虚妄をえらぶ<sup>(21)</sup>」と。賭けるとは、辞書には「運を天にまかせて思いきってする勝負の行動」<sup>(22)</sup>、つまり一か八かの出たとこ勝負の意とある。また虚妄を「わめくもの」と書き、さらに「ちよつとタンカを切つて見た」<sup>(23)</sup>とも口にしたようだ。タンカとは「歯切れのよい言葉で、相手を圧倒するように、まくし立てる」<sup>(24)</sup>と辞書にはある。賭けるといい、わめくといい、そしてタンカを切るといい、いずれも社会科学者としての客観性、理性性には程遠いであろう。ただ丸山は、「もちろん戦

後民主主義を『虚妄』と見るかどうかというところは、結局のところは、経験的に検証される問題ではなく、論者の価値観にかかってくる。そうして政治についてのどのような科学的認識も検証不能の『公理』を基底にしている限り、そうした『虚妄』観の上にも学問的労作が花咲く可能性があることを私は否定しない。私が神話化というのは、そうした観点からの歴史的抽象が抽象性と一面性の意識なしに、そのまま現実の歴史として適用することをいうのである」<sup>(25)</sup>と述べている。一切の科学的認識の基底には検証不能の公理があるとのいい方の中には、相対主義的不可知論の匂いもないでもないが、丸山はそうではない。本来偏向を免れない人間が、自らのその偏向性を十分に良く自覚し反省しながら、一歩一歩眞理に迫って行くというのが丸山の立場であった（『丸山眞男集』第八卷三〇七頁、三一―一頁参照）。だから『虚妄』観の上に立つ学問的労作もありえることも否定はしないが、その認識には抽象性と一面性との存することを忘れる勿れというのである。たしかに尤もであろう。ただしもしそうだとするならば、その虚妄観に反撥する丸山自身の認識にも、抽象性と一面性が免れないのではないか。丸山自身、社会科学家としての自己検討がここで必要となりはしないか。ところが丸山は、戦後民主主義の虚妄に賭けるといい切ったその「賭が公理もしくは偏向として基底に流れていることに変りはない。私はひきつづきこの偏向を大事にして行くだろう」<sup>(26)</sup>と己れの「意地」<sup>(27)</sup>を表明している。意地とは「一度やろうと思つた事を、無理にでもやり通そうとする気持」<sup>(28)</sup>と辞書にある。これを丸山の感情的居直りだと云えば云いすぎであろうか。

丸山をしてそこまでの強い反撥を感じせしめたものは、外ならぬ戦後大熊信行の一連の発言であった。<sup>32)</sup>(と同時に、戦時中における大熊の大日本言論報国会での言動への丸山の反感もあったのだろうか、分らない。)大熊は、「敗戦後日本の『民主主義』といわれたものは、征服者のたなごころの中の日本の『民主化』のことであり、それは軍事力に鎧われた権力があやつるところの『民主主義』にすぎないものであった。われわれは昔から文楽の人形芝居をみるとときには、人形師の存在を無視する心術をこころえていた。ちょうどそのように占領下のわれわれは、民主主義の学習において、征服者の鉄の胸の存在を、その動きを忘れることができた」と。勝者アメリカ占領軍による軍事的暴力、その固い鎧の下での民主主義が日本の戦後民主主義なのだと指摘した。本多秋五は、「『占領下』の問題を、このごろはつきりと提起したのは、大熊信行の『軍事占領と日本の民主主義』(朝日、六四・四・七一―八―九)であった。『占領下』の問題に日本人は意識不十分であった、それだけ日本人は『占領』にイカれていたのだ、という議論は、他にもあったかもしれないが、私の知るかぎりでは、これが論壇に一期を画する論文であった」<sup>31)</sup>と評価した。大熊は、「およそ軍事占領といえはあらゆる政治形態のうち最も野蛮な形態である。政治原理としては、それは『民主主義』の反対極をなすものといふべきである。しかるに、そうした占領下において、この国に『民主主義』が打ちたてられたり、育てられたり、といった重大な錯覚が生まれた」と考える。そして、「あの八日―十五日は、日本の独立喪失の日であつて、まさしく大日本帝国の命日である。それを新生日本の誕生日であるかのごとく錯覚し

たのが、いわゆる『戦後民主主義』『占領民主主義の虚妄』のはじまりである」<sup>33)</sup>と断じたのだ。

ところが、このように戦後デモクラシーの虚妄を声高に繰返す大熊にも、アメリカ占領軍による「解放」を、それこそ手放して礼賛、大讃美した一時期がはつきりとあったのである。すなわち敗戦直後の一九四七年に大熊はこう書いた。「われわれが終戦後に体験した精神の解放感、他の一切の感情、国民的な悲痛と恐怖、不安と焦躁の渺々たる雲海の上に、これを圧してかがやく太陽のごとく巨大であった。ただ日本のひとりの詩人も、哲学者も、一向にこれを口にせず筆にしないというだけが不思議とすべきだ」<sup>34)</sup>「天皇制は近代市民社会の価値体系とは相容れない価値体系である」<sup>35)</sup>等々と。大げさかもしれぬが、私はここにフランス革命に対するかのヘーゲルの感激をすら想起する。ヘーゲルは云った。「ここにおいて権利の思想、権利の概念がどつと一度に立ち上がることになったが、これに対して古い不正の陣營はなんの抵抗もできなかった。そこで権利の思想にもとづいて、いまや憲法が制定され、以後いっさいはこの基礎のうえに据えられることになった。太陽が蒼空に位し、星辰がこれを巡って運行するようになって以来幾久しいが、人間が頭の上に、すなわち思想の上に立ち、思想にもとづいて現実界を築き上げるようになるうとは、まったくわれわれの夢想だにしなかつたところであった。……これは輝かしい日の出であつた」<sup>36)</sup>と。大熊にとつてもおそらくは正に然りであつたのであろう。「われわれが驚嘆するのはこの日本の民主革命が、いわば連合軍の大きな手のひらのなかの革命でありながら、それが人工的な細工物におわることなく、

生命をもったもの、歴史的な、そして創造的な過程であることを、証明していることだ。そして連合国に対する無条件降伏の結果として失った多くのものよりも、日本人がそれによって得たものの方が遙かに大きいという事実には驚ろくべきことだ。人間精神の解放、その価値のなんたるかを知る知的日本人は、終戦によってえられた精神の自由と思想の自由とをもって、無上のものを感じた<sup>37)</sup>として、「マッカーサー元師に対する感謝と讃仰」を陳べている。そして次のように書いた。「国家の独立と人民の幸福とを国家に帰するためには、あらかじめ絶対的な国家観をたて、人民の幸福の源泉が国家にあることを宣言しなければならぬ。この一つの虚妄が虚妄（傍点―柴田）としてみとめられるまでに人類はなおどれだけの才月を闊しなければならぬことだろうか。しかし、人間の幸福と国家の独立とが両立しがたい場合、二者択一の羽目にあるならば、われわれはただちに前者をとって後者をすてなければならぬ。人民の幸福をいかなる程度にせよ犠牲にして『祖国』の独立をねらうということは、その『祖国』の観念および現実の実体が何であるかをまず吟味せずにおかないことだ。それとも国家の独立ということは、やはり民主精神と不可分にむすびついたことだともいうのだろうか<sup>38)</sup>」。人間の幸福と国家の独立とのいずれかの選択において、国家の独立よりは人間の幸福をとると、明言する大熊であった。彼は国家の独立イコール人間の幸福の源泉也とする国家観こそが虚妄だと云っているのだ。それは大熊にとって戦時中に自ら抱懐し戦後絶縁した国家観そのものでもあった<sup>40)</sup>。

しかるに、かかる天にも昇るかの如き大解放感から一転して、大

熊は前記のように地獄を、戦後デモクラシー、戦後解放の虚妄を、見るに至ったのである。その経緯は今問わない（とりあえず、大熊『日本の虚妄』六九頁の註12、16を参照）。ただし高揚した解放感の只中にあっても、すでに大熊は、「われわれはここで考えてみなければならぬ。おそろしいのは国そのものが滅びることではない。滅びた国の人民が、他の国家および国民に対して従属の關係に入らねばならないこと、これがおそろしいのだ。ひとつの征服または隷属の關係、そこに民主主義の片鱗でもありうものだろうか<sup>41)</sup>」と自問していたこともつけ加えておこう。そしてその後は、『政治原理』としての民主主義が眞に民主主義であるために欠くことができないのは、独立の国家主権が人民の手中にある、という一事である<sup>42)</sup>。「軍事占領下に政治上の民主主義が存在したという考え方、これは一言にして虚妄である<sup>43)</sup>」と説くようになる。つまり国家の独立が大きく前に出てきて、この国家の独立こそが民主主義・人間の幸福に通ずるものとなり、人間の幸福の方が国家の独立より大切だとする以前の考えをきびしく斥けてしまった。ここで大熊におけるナシヨナリズムが問題となるのだがそれはいま措く。ただ、大熊のために弁ずれば、大熊は丸山のいう如き「日本帝国の實在」を希求したのでは決してなかった。全く反対に平和な人民主権の民主国家を願い、それどころか丸山の強く批判した国家自体の否定にすら大熊は及んでいたのである。また彼は占領軍による日本の民主化も、これを全否定したのではなく、それが未だ制度上の改革に止まり、日本人の精神の内奥にまで深く滲透しないことに強く批判的だったのだ。「わが国の制度上の『民主化』があつた軍事占領下で、ほとんど

革命的なテンポで実現したのは事実である」<sup>145</sup>「しかし、民主主義を制度上の名稱にとどめておくことはできない。それは同時に思想の名稱であり、さらには一つの人間精神にあたえられた名稱である。民主主義の根は制度にあるのではない。その根は個々の人間の内部になければならない。民主的な制度といえども、その諸機能が正しく作用するためには、まず制度をささえる人間自身が民主的であること、それが先決条件でなければならない」と。(丸山も民主主義の制度よりも民主主義の理念と運動の方をより重視していた)。そうには違いないが、戦後デモクラシーの評価をめぐって大熊の立場が急変したことは動かないのである。

では丸山の方はどうであつたらうか。大熊ほどではないにしてもやはり丸山も変つたといつていい。一九四五年一月丸山は書いている。「われわれは今日、外国によつて『自由』をあてがはれ強制された。しかしあてがはれた自由、強制された自由とは実は本質的な矛盾—*contractio in adjectio*—である。自由とは日本国民が自らの事柄を自らの精神を以て決するの謂に外ならぬからである。われわれはかかる道への自由を獲得すべく、換言するならば、所与としての自由を内面的な自由に高めるべく、血みどろの努力を続けなければならぬのである」<sup>146</sup>「彼(フィヒター—一九世紀初頭、ナポレオン率いるフランス軍の前にもろくも敗れ去つたプロシヤ・ドイツ国民あての有名な『ドイツ国民に告ぐ』の著者—柴田)は、単に制度の変革のみの問題とせず、更につきすすんで制度を担い動かす人間の改造。新しい人間の型の育成をとりあげた」<sup>147</sup>と。ここで丸山が外国によつてあてがわれ、強制された自由と云っているのは、おそ

らく作家河上徹太郎による一九四五年十月の「配給された自由」という当時有名になつた言葉を受けたものであつたらう。この配給された自由のうち、河上は自由よりも配給の方に重点をおいたのであつたが、丸山は配給と自由との本質的な矛盾を衝き、これを眞の自由に転化すべく、制度上の変革から日本人自らの自発的、自主的な精神の自由への血みどろの努力による深化を求めたのであつた。制度から精神へというその方向性においては大熊も同じであるが、大熊は主に配給の要素の方に、丸山はむしろ主に自由、民主主義の方に目を向けていつた、といえよう、二人の齟齬の始まりである。

若冠三才の丸山の炯眼はこのように、配給された自由のもつ本質的矛盾を、早くから指摘していつた。だが惜しむかな、丸山はこの矛盾を更に深く追求しえなかつた。ところが、それから九年後本多秋五は、先述のように大熊の占領下民主主義の虚妄説を評価したのにすぐ続けて、それを「解放と隷属の二重関係」と把握し、占領下民主主義の正鵠を射た(本多『「占領下」の意味』雑誌「世界」一九六四年八月号、一四七頁)。二重性即矛盾である。そしてそれから三五年後の一九九九年ジョン・ダワーがこの矛盾の様々な具体的史実を展開する。読者はよろしく「Embracing Defeat: Japan in the Wake of War II by John W. Dower 1999」邦訳『敗北を抱きしめて』上・下(岩波書店二〇〇一年)についてくわしく見られたい。ここではそのほんの若干の紹介にとどめておく。ダワー曰く、「高踏的な文学者・河上徹太郎は、一九四五年十月アメリカの政策は『配給された自由』だと言つたが、……河上の表現は、無条件降伏の下で自由を促進するという皮肉な状況と、軍隊に命令されて民主



化を行なうという矛盾を、巧みにとらえていた」<sup>148</sup>「勝者は民主主義を説く一方で命令による支配を行った」<sup>149</sup>「戦後日本は未曾有の実験対象とされた。大胆きわまりない実験……でのこの企ては当初から種々の矛盾、とくに『上からの革命』という矛盾した考え方をかかえこんでいた。一般に政治や社会の永続する革命は、下から生まれてくるものである。そして究極的には革命は必ず現地の子社会の中から出発するものである。日本占領の時までに、軍事独裁から眞の民主主義革命が生まれたことは一度もなかった。ましてや新植民地主義的軍事独裁政治が眞の民主主義を生んだなどという前例はまったくなかった。そしてマッカーサーの軍事支配は、まさにその新植民地主義的軍事独裁政治 a neocolonial military dictatorship だったのである」<sup>150</sup>「天皇とその官吏が不可侵であったのと同じように、マッカーサーたちもまた不可侵の存在であった。占領軍は権力構造の頂点にあった」<sup>151</sup>等々と。そして次の如く書くのである。「新憲法の下で日本人は理屈の上では市民となり、もはや天皇の『臣民』などではなくなった。しかし実際には、日本国民はいぜんとして占領軍当局の臣民であった」と。以上からだけでも、戦後日本人の市民と臣民との矛盾が良く分るであろう。

しかし、占領と民主主義、屈辱の隷属と明るい解放とのこの二重性・矛盾を、大熊もそして丸山も亦、社会科学的に明確に認識しえなかった。とくに始めは矛盾に止目した丸山は、なぜその把握を希薄にしていったのだろうか。これが主要問題となる。戦後日本の民主化と非軍事化を日本において直接担ったのはもとよりGHQ、マッカーサー総司令部であった。だが、それをマッカーサーに指令し

たのは外ならぬワシントンのアメリカ政府であったこと、マッカーサーもそれに従ったこと、そしてさらに、そのマッカーサーが一九五一年四月、時のトルーマン大統領への不服従を理由にあっさり解任されてしまったことを忘れてはならぬ。いうまでもなく、アメリカ政府すなわちアメリカ国家こそが日本占領の本体なのだ。(竹前榮治『失明を超えて拡がる世界—GHQ研究者として生きる—』桐書房二〇〇七年、一二二頁)。戦後日本の、占領による隷属および民主化による解放の矛盾・二重性の根柢はすべてここにある。そしてこれは、原理的には私がこれまでしばしば指摘してきた、近代における国家と市民社会との二重構造を基底とする、近代国家一般に普遍的な国家主権と個人人權、独裁と民主主義との二重性・矛盾の、アメリカ国家・政府・占領軍の三位一体による日本占領現象だ、ということになる。もし日本の占領が、ソ連スターリン主義国家・政府・ソ連軍だったとしたら、この二重性は全くなかったであろう。日本は明治維新によって近代化の時代に入ったといわれる。しかし厳密には、一九四五年八月以降、外国による占領の隷属と民主憲法による解放という、極度に歪められた形において、近代国家一般の二重性への仲間入りを果たしたのである。我々はこの歪んだ二重性をいかに止揚し解決すべきかを考えねばならない。勿論民主化にあたっては、日本自身の内部にも、明治の自由民権、大正デモクラシー、昭和の普選運動等々の、近代化・民主化の伝統およびそれらを踏まえた敗戦直後の鈴木安蔵らによる「憲法研究会」の活動(くわしくは、鈴木安蔵『憲法学三十年』評論社、一九六七年、二二—二九八頁参照)のあったことも忘れられてはならぬ、だがそれらは残念

ながら主ではなく従であって、主はアメリカ国家であった。これ以後今日まで六十年余の間、日本は隷属と解放、独裁と民主の二重性をひっくり返るめ全体としてアメリカの植民地的従属国であり続けてきたのである。その中であって、近代国家の国家主権と個人人權との弁証法ならぬ—近代的二元論および市民社会バイアスのアプローチとが、丸山をして、占領よりは自由を、隷属よりは解放を、そして独裁よりも民主主義を強く意識をしめたと私は考える。

最後に丸山眞男の名を一躍世に高からしめた論文「超国家主義の論理と心理」について、大熊はこれを高く評価しながらもまた次のように注文をつけている。「『超国家主義』といわれるものは、天皇主義ともよぶことのできるものであり、そのようなものの精神構造を、その制度的、歴史的な基礎については、丸山眞男氏が近來みことな、えがたい分析をしめてくれた。しかし問題は、超国家主義の論理と心理の分析に終るべきであろうか。そうではない。むしろさらにその基本をなした国家絶対観こそは、いかに知的な日本人といえども、まぬがれがたく憑かれていた当のものだった」<sup>153</sup>「大敗戦そのものただなかで、最初に自問自答すべきことは『国家とは何か』ということであり、戦争行為の単位としての国家というものの実体はなにか、という一問こそ、われわれ日本人にとって、抑えることのできないものでなければならぬ」と。ただし名言である。しかし残念ながら大熊のこの重要な問題提起に丸山は自らの積極的な国家論をもって応えることはなかった。ただ大熊が自著『日本の虚妄』を丸山に呈した時の大熊への丸山の礼状の中に、「戦後民主主義には眞実もあつたのではないか云々」との文言があつたと

聞く。<sup>155</sup>大熊はこの丸山の返事を受けてか、『日本の虚妄—戦後民主主義批判』は、「近々『日本の運命』と改題し、そのサブタイトルは、幸いに丸山眞男氏の示唆があつて、『戦後民主主義の虚妄と眞実』に改めたいと思つている。それをここに予告することゆるしていたたく」と記るした。これは戦後デモクラシーの虚妄論から“虚妄と眞実論”へ大熊の移行であろうか。そしてまた大熊は戦後民主主義の眞実面を、丸山はその虚妄面を、それぞれ認め合つたということなのだろうか。はっきりとは分らぬ、だが遺憾ながら、上記予告された大熊の新刊書は遂に日の目をみることは無かつた。従つてこれを解く務めは残された者にあるといわねばならぬ。それにしても面妖でならないのは、丸山に関する夥しい文献のどれ一つも、戦後デモクラシーが虚妄か否かを巡る丸山と大熊とのやりとりで殆んど言及していないという一事である。(例外的とでもいうべきか、前掲、酒井哲哉「国際政治論のなかの丸山眞男」、「思想」2006 8月号でかすかに触れてはいる。同一五頁。しかしこの問題に正面からアプローチはしていない。しかも大熊が機構としての国家を 共同体的な国家の中に、埋没せしめたなどという丸山のやぶにらみ的な大熊批判をくり返している)。

次に、一九六〇年の安保条約改定問題がかまびすしかった時の、丸山の議会制民主主義擁護論を見てみる。ここでちよつと当時の事態をヨリ鮮明かつ簡潔に描写した竹内好の「民主か独裁か—当面の状況判断—」を一瞥しておきたい。竹内曰く、「民主か独裁か、これが唯一最大の争点である。民主でないものは独裁であり、独裁でないものは民主である。この唯一の争点に向つての態度決定が必要

である。そこに安保問題をからませるはならない。安保に賛成するものと反対するものが論争することは無益である。論争は、独裁を倒してからやればよい。今は、独裁を倒すために全国民が発を結集すべきである。安保から独裁制が生まれた。時間の順序はそうである。しかし論理は逆である。この論理は五月十九日が決定した<sup>57)</sup>と。独裁から安保を切り離し、安保に賛成か否かにかかわらず、ひたすら岸内閣の独裁に対して民主の側に全結集せよとアツピールしたのである。冒頭に述べたのだが、一九五二年に「若い友への手紙」の中で、「官に反対するだけではいけないので、そもそも、官と野の対立に反対するのではない……目的は、権力支配を排除することではない<sup>58)</sup>」と書き、ほかならぬ丸山から官と野の対立に對立することなど実際にはあり得ないことだと強く批判された当の竹内が、八年後の安保闘争に際しては、かくて官と野の対立自体を乗り越えるどころか、まさに官に対して野を、独裁に對して民主を、守れと絶叫したのであった。丸山もまた竹内と揆を一にした。「私は五月十九日の強行採択で問題の局面が一変したと思う<sup>59)</sup>」。「たとえ安保には賛成でも議会政治の根本ルールを無視したりやり方は認めない、あの採択はご破算にすべきだという考え方に立つのが、これが敵、味方の論理としてハッキリした<sup>60)</sup>」と。しかし竹内にせよ丸山にせよ、安保改定と独裁的議会運営との不可分性、およびそれらと民主主義との二重構造そのものを、確と見据えた上で、執拗にこの両者の対立を止揚する方途を探るのではなく、ただ独裁に対して民主を対置せよと説くのである。確かにその方が分り易い。

この民主擁護を理論的に支えリードしたものが丸山の議会制民主主義に関する原理論であった。丸山によれば通常、議会は立法機関と考えられているけれども、議会のもつ政治的機能は単に立法というようないわば形式的なものではない。議会にはもつと重要な実質的機能がある。「非常に大ざっぱにいつて、そこには二つの機能があると思います。第一は国民の間にあるさまざまな利害、あるいは意見の争いを統合（インテグレート）し、調整（コーディネイト）するところの機能です。第二は国会の審議過程を通じて、争われている政策についての国民の関心を不断に呼び起こして、それと同時にいろいろな問題点、あるいは一つの問題のいろいろな側面を国民に明らかにして行くこと、いわば『教育的機能』であります。第一の統合調整機能は、いわば国民↓国会という上昇過程であり、第二の教育機能は国会↓国民という下降過程として現われます。この二つの過程がリンクして無限なサイクルをえがいている。そのサイクルが円滑に進行している程度に応じて、議会政治というものは現実に機能する。すなわち政治学的な意味で議会が現実存在しているということがいえ<sup>61)</sup>ます」。丸山はこのように、議会と国民との間での上昇過程と下降過程としての、統合調整機能と教育機能との二つを挙げている。これが議会の本質的な機能だというのである。しかし、これは議会と国民との、換言すれば議会と市民社会との関連であって、議会ともう一つ重要なものとの関連が欠落している、何か。国家との関係である。議会は、国家と市民社会という二つの極の間の存在物であって、市民社会との関係のみでは議会の機能は解明できない。鶴見俊輔との対談の中で丸山はこう云っていた。「ぼくは

マルクスは一生懸命勉強したから自信あるんだ。けれども、新左翼のへなちよこと議論しても、彼らは原典をぜんぜん読んでないんだ。デリダとかね、いま流行してるのを読んでるだけでね、原典を読んでないんです」(丸山『自由について』SURE二〇〇五年、一四〇頁)と。しかしその丸山は若きマルクスが、『ユダヤ人問題について』(一八四三年秋)とほぼ同時期だがそれよりほんの少し前に書いた『ヘーゲル国法論批判』(一八四三年七月―八月)の中に、議会に就いての次の叙述のあることを知らなかったのであろうか。ここではマルクスも国会の二つの機能を指摘している。だがその内容は丸山とは極めて異なる。すなわちマルクス曰く、「第一の地位についていえば、国会は、政府に対立する人民である。しかもそれは縮小された人民 (Volk en miniature) である。これが国会の野党的な地位である。第二の地位についていえば、国会は人民に対立する政府、だがしかし拡大された政府である。これは国会の保守的な地位である。国会はそれ自身人民に対立する行政権の一部である。しかしそれは同時に、政府に対立する人民であるという意義をもっている、というようなそれである」<sup>(162)</sup>「こうして国会の要素は、一、政府に対立する人民の極であるが、二、同時に人民と政府とのあいだの中間項であり、あるいはそれは人民自身における対立である。政府の人民との対立は国会と人民とのあいだの対立によって媒介される。国会は、政府の側からみると人民の地位をもっているが、人民の側からみると政府の地位をもっている」と。ここでマルクスは、そのヘーゲル法哲学批判から彼が独自に掘み出した、近代固有の国家と市民社会との分離・対立と統一の二重性の論理を根底に据

えた上で、国会を分析しているのである。国会は国家と市民社会との中間項であって、国家と市民社会との二重性を一身に表現する機関に外ならぬ。つまり国会は、一方では国家・政府に対する市民社会、他方では市民社会に対する国家・政府なのである。それは市民社会の代表者でありかつ支配的権力者なのであって、国家的要素と市民社会的要素との矛盾的混合物、いわば鶴的存在ともいえよう。近代国会なるものの分りにくさがここにある。そして国会の主人公たる近代政党こそは、この二重性の歴然たる体现者であることは前に述べたところである。丸山のいう二つの統合調整機能と教育機能とは、いずれも国会を主体にした国会と市民社会との間の関係であって、国家と市民社会との二重性という基本的関係から国会を見れば部分的なものなのである。

もともと丸山が、国会と国家との関係を、本当に忘れる筈もない。たとえば、「議会のような、発生的にも(傍点―丸山) 支配機構と代表機関としての二重性をもっている制度」<sup>(164)</sup>「(一九五六年スターリン批判における政治の論理)」と、はっきり議会の二重性を認識し指摘していたことも事実である。また上記議会の二つの機能を論じた場合でも、当時の岸内閣による「議会主義のいわば院内主義的理解」<sup>(165)</sup>を、「民主的な統合過程にかえて、権力的な支配様式を拡大することで事態を処理しようとする仕方」<sup>(166)</sup>とか「民主的な統合から権力的な統合への発展」<sup>(167)</sup>とかと、その「権力的な支配という原理」<sup>(168)</sup>を繰返し批判して、これを「官憲国家的な支配様式」<sup>(169)</sup>と規定している。丸山の云う国会のこの部分はマルクスの云っている「国会は人民に対立する政府ただし拡大された政府」そのものではなか

ろうか。つまり丸山も当然事実上は、国家の側の動きに合わせて国会・議會を見ている、見ざるをえないのである、にもかかわらず、原理論として理論的には、議會制民主主義の本質を、国家との関係面を除いて、市民社会との関係面だけから論じようとする。それはその原理論が市民社会バイアスのアプローチからの原理論だからである。丸山は、「むろん、別の政治原理に照らして見れば、また別の観察結果が出てくるかもしれませんが」とはいつてはいる。しかし、議會制の本質的な機能とは「むしろそれなしには議會が議會でなくなるところのもの」<sup>(17)</sup>「議會制民主主義を基準として見れば、少くともこれだけのことが論理的帰結としていえるということ」<sup>(17)</sup>として、丸山自身の把握をなにか議會制民主主義唯一の原理論であるかの如く語っている。そして、この議會制民主主義の原理を基準に、安保改定問題と強行採択の独裁的手法とを切り離し、安保よりもこの独裁面のみをクローズ・アップして、それに対立する民主主義擁護を声高に訴えたのである。

しかし、考えてみれば、この独裁対民主主義という図式は、近代国家に通有の一般的な形であって、硬と軟、軟と硬、タカとハトとのいわばシーソー・ゲームは、近代政治の常態なのである。従って独裁に対して民主主義を守れということは、仮に民主の側が一時的に勝利した場合でも、それだけでは独裁の側が消えてなくなったわけでは決してなく、ただ息を潜めて再びその姿を現わす時機の到来を待っているだけに止まる。近代国家のこの運動はきわめて法則的なものであって、近代国家の存続する限り、民主主義は永久運動にならざるを得ないのも当然といえよう。我々は、かかるシーソー・

ゲームにあまりにも長く眩惑され翻弄され続けてきた。今後はそうではなくこの眩惑を振り払い、シーソー・ゲームそのものを乗り越えて行くことが求められている。すなわち、硬に代って軟が、タカに代ってハトが顔を出し浮上してくれば、それで満足して腰くだけになってしまふのでは決してなく、硬と軟、タカとハト、独裁と民主、一言にして国家と市民社会との、この二重構造そのものをいかに止揚していくべきかを模索し続けていかねばならない。

以上、抵抗するリベラリズムの原理、ソフトなナショナリズム、そして永遠のデモクラシーと、丸山の多彩な政治ないし国家理論を私なりにアレンジし検討してきた。最初期の学生論文を除けば、その後の丸山には国家論的問題意識はさほど強くはなかったと思われる、その体系的追求は徹底していない。事実丸山はこう言っている。「ぼくは、国家を前提としないで、政治を論ずる主義です。その点では、学生時代に国家論の影響を受けたところから、変りました。人間集団のあるところ、政治あり」(丸山『自由について』SUR E二〇〇五年、一六四頁)と。つまり、国家現象説から集団現象説への変化であろう。しかし、だからといって、主権の権力としての国家による政治が、最も政治らしい政治、政治の中の政治たることに変わりはないのだ(くわしくは拙著『マルクス主義政治学序説』一九六四年、三三四頁を参照願う)。丸山におけるこの変化は、戦時中の特別な事情で日本政治思想史を専攻せざるをえなくなり、これを「本店」に、そして本来の分野であったヨーロッパ政治思想の分野を「支店」にしてしまったことにも因らう。しかしその根因は、これまで見てきた丸山の強い市民社会バイアスのアプローチに

ある。と私は考える。ただしそうではあるとしても、マルクス主義に長い間根強くあり続け、今日でも一部に有力に残存している、宿痾の如き経済主義の故に、政治学が一般に経済学のいわば侍女のような二次的・副次的存在と目されていた時代の雰囲気の中にあつて、丸山本人はマルクス主義者ではなかったにしても、政治学の社会科学としての独自性、自律性を世上に強く認識せしめたことは特筆に価する。「なんとかして、政治学というものを一つの独立したデシプリン(学問分野)としたいということが、いつも念頭にあつた。……つまり、政治学の自主性を得たいということと、マルクス主義に対する多くの非常に大きな不満と、その二つが動機としてあつた。たとえば、マルクス主義で言えば、ファシズムの定義は『独占資本の暴力支配』ということになるでしょ、いったい、それで説明できるのかと」。(丸山『自由について』SURE二〇〇五年、一六〇頁)。丸山はこのように述懐している。

我々は、この丸山を、衆知による自由な対話の中でいかに止揚していくか(あたかも<sup>173</sup>ヘーゲル)に対してマルクス達のように。今これが問われている。

〔註〕

第二項 丸山眞男

- (1) (2) (3) (4) 『丸山眞男集』第五卷、岩波書店一九九五年、二五〇頁。
- (5) 小熊によれば、竹内は、「A」と「非A」は補完関係にあり」とし「A」と「非A」の二項対立を批判していた(小熊英二『民主と愛国』新曜社二〇〇二年、四三〇頁および四四六頁)。
- (6) 『丸山眞男講義録(第一分冊) 日本政治思想史一九四八』(東大出版、

- (7) 一九九八年、七頁。
- (8) 全一六頁。
- (9) 『丸山眞男集』第四卷、一七八頁。
- (10) 全一七頁。
- (11) 『岩波国語辞典第四版』、五一三頁。
- (12) 『丸山の思想には一貫して絶望的な感覚がありました。超越者のない『永遠の今』だけを認識する歴史意識がパターン化された形でくり返し再現し、それは『超克』されないかもしれないというのです。：けれども丸山は新カント主義者でしたので、そうした状況においてさえ、眞の实在としての理念に拠つてたつ空間が、権力と文化の狭間に開かれうると信じました」(アンドリユー・E・バーシエイ(平石訳)「社会科学史の観点からみた丸山眞男」、『思想』二〇〇四年八月号、三九頁。アンドリユー・E・バーシエイ(山田鏡夫訳)『近代日本の社会科学』(NTT出版二〇〇七年、一九八頁)にもほぼ同じ指摘がある。また荏部直『丸山眞男』(岩波新書二〇〇六年)は丸山のニヒリズムに触れている(同一六三頁)。
- (13) 『丸山眞男集』第一卷、一九九六年、一〇頁。
- (14) 全一二頁。
- (15) 全一三頁。
- (16) 全一三頁。
- (17) 全一三頁。
- (18) 全一三頁。
- (19) 全一三頁。
- (20) 全一四頁。
- (21) 全一五頁。
- (22) 全一六頁。
- (23) 全一七頁。
- (24) 全一七頁。
- (25) 全一七頁。

- (26) (27) (28) 五頁。
- (29) (30) (31) 一六頁。
- (32) 全一六一―一七頁。
- (33) 全一五頁。
- (34) 全二三頁。
- (35) (36) 全二四頁。
- (37) 全三一頁。
- (38) (39) 全二七頁。
- (40) 全二六頁。
- (41) 全三一頁。
- (42) 『新明解 国語辞典第四版』(三省堂) 五一―四頁。
- (43) 『丸山眞男集』第一卷、三一頁。
- (44) 『丸山眞男座談9』(岩波書店一九九八年、二〇〇頁)。丸山はここで「弁証法的全体主義」という言葉を用いており、今日からみれば奇異であるが、おそらく個人主義批判の意としての全体主義であったろう。
- (45) (46) 『丸山眞男集』第一卷、四三頁。
- (47) 全一七頁。
- (48) 「国家権力を止揚し得る近代民衆集団の形成と展開における、民衆自身の自己変革と『自立と共生の論理の抽出』」を探索する池田元(池田「戦後日本思想の位相」一九九七年、論創社、一〇三頁)は、「民衆生活や民衆心性」への視点を欠いた丸山思想史学の単純な否定ではなく、その止揚、揚棄を力説して止まない(全上)。おおむね同感。ただその池田が、丸山の説く個人主義国家について、「丸山は、『国家』と『社会』との関係を単に無媒介的な二元論においてとらえ、市民『社会』(個人権)による権力『国家』の批判という形式的、外角的な多元的国家論に止まることは出来ないのである。丸山は、そ

の両者の矛盾関係に内在しその関係水準を批判的に超越する契機を求めて、その矛盾関係の特異な内部連関性を執拗に追求しようとするに至るのである」(池田『日本市民思想と国家論』論創社、一九八三年、九五頁)と述べているのは、深読みからの誤解と思われる。拙稿本文参照。

- (49) だが丸山は、当時流行していたいわゆる「近代の超克」論には批判的であった。一九四二年に書いた「麻生義輝『近世日本哲学史』を読む」の中で次のように記している。「近代文化に対する近代以前の立場からの反対も、すべて『近代』の弁証法的な止揚の努力の様に思い込む危険性がある」(『丸山眞男集』第二卷、一八一頁)と。また、一九四〇年から四年かけて彼が書いた徳川時代の日本政治思想史を、戦後一九五二年にまとめて出版した『日本政治思想史研究』の「あとがき」でもこう述べている。「近代の『超克』や『否定』が声高く叫ばれたなかで、明治維新の近代的側面、ひいては徳川社会における近代的要素の成熟に着目することは私だけでなく、およそファッシズムの歴史学に対する強い抵抗感を意識した人々にとつていわば必死の拠点であったことも否定できない点である。私が徳川思想史と取り組んだ一つのそれは超学問的動機もここにあったのであって、いかなる磐石のような体制もそれ自身に崩壊の内在的な必然性をもつことを徳川時代について―むしろん思想史という限定された角度からではあるが―実証することは、当時の環境においてはそれ自体大げさにいえば魂の救いであった」(『丸山眞男集』第五卷、一九九六年、一〇〇頁)と。いずれも、「近代の超克」論とファッシズムに対する丸山の強い抵抗感の吐露に外ならぬ。
- (50) 丸山は一九八八年五月のさるマックス・ウェーバー研究会でこう云っている。「僕の意図は、こんなことを言うのと笑われるけれど、いかに僕がある意味で傲慢であったか……。国家論の『人民戦線』をつ

くると(笑)。そういう当時のマルキシストでないリベラル左派というか、アンチ・ファシスト(傍点―柴田)のある空気を非常によく出していると思うのです。」(丸山眞男手帖39「ウェーバー・ニーチエ・丸山」、二〇〇六年一〇月号、二五頁)。

ちなみに、ここで今井弘道の力作二つ、『丸山眞男研究序説―以下「序説」と略称―』(風行社二〇〇四年)および同『三木清と丸山眞男の間―以下「間」と略称―』(風行社二〇〇六年)における丸山眞男論を見ておこう。

今井は丸山を「はっきりルソー主義者丸山」(「序説」五〇頁)と断定し、今井自らの自由主義的観点から、アンチ・リベラルな民主主義者として丸山を批判している。「丸山における民主主義の反自由主義的性格」(「序説」四七頁)と。今井におけるルソー的デモクラシーとロック的ないしモンテスキュー的なりベラリズムとの峻別は、自分でも云っているように、「ヴァイマル期の法哲学者グスタフ・ラートブルフの説論(田中耕太郎訳『ラートブルフ著作集―法哲学』(東大出版会、一九六一年)。一九六一―一九七頁参照)に立脚している。」(「序説」二六頁)。そのラートブルフ曰く、「民主主義は多数者意思の無条件的支配を欲するが、自由主義は、個々人の意志のために、場合によっては多数意志に対して自己を主張する可能性を要求する。自由主義にとっては、国家哲学的思惟の出発点は個々人の人権、基本権、自由権、すなわち、彼の自然的前国家的自由の一部である」(『法哲学』一九六頁)。「これに反し民主主義的見解によれば、個々人はその前国家的自由を残らず国家意思、すなわち、多数者意思の処分に委ね、その代りに対価としてこの多数者意思の形成に関与する可能性を取戻す」(全 一九七頁)。「この根本観念の差異からして、自由主義と民主主義にとってまったく異なった政治上の組織原理が生ずる。すなわち、永く誤認されたモンテスキューとル

ソーの対立である。自由主義はモンテスキューの権力分立を信奉するが、…民主主義はルソーとともに権力分立を排斥する。ただし民主主義は、権力分立論の攻撃的たる多数者の専制主義を、自らの力でまさに獲得せんと欲しているからである」(全一九七頁)と。しかし、このラートブルフの説明は粗雑で不十分であろう。なぜならそこでは、民主主義に関して、直接民主主義と間接民主主義との区別が全く消えているからである。むしろ丸山が、直接民主主義としての古代ポリスの民主主義と間接民主主義としての近代立憲主義とを弁別し、前者においては「人民と国家権力が一体化すればするほど民主的というわけで、思想的にはルソーがこの古代的デモクラシー理念の系列を代表し、ジャコバン主義へと流れ込む」のに対して、後者は「権力と自由、国家と社会の二元論」に立ち、権力分立論を執るとしている方が、よほど説得的である(丸山「民主主義の歴史的背景」『丸山眞男集』第八巻、九一一―九二頁)。このように二つある民主主義のうちラートブルフは前者の直接民主主義だけを民主主義とし、後者の間接民主主義を自由主義としている。(近代の間接民主主義が自由主義であることに違いは無い)、今井はこのラートブルフの規定によって、丸山をルソー式の古代ポリスの直接民主主義論者と断じているのである。

ところが、あるうことかその丸山は、「彼(福沢諭吉のこと 柴田)はルソーに反し、またあらゆる狂信的革命家に反し、『自由は強制されえない』事を確信した」(『丸山眞男集』第三巻、一六八頁)と書き、また「普遍意志(volonté générale)の論理によって国民と統治機構を一体化するルソー＝ジャコバン型民主主義は明らかに彼の排するところであった」(丸山「福沢諭吉選集第四巻解題」『丸山眞男集』第五巻、二二六頁)と、福沢の名においてルソー的民主主義を決して執らぬことを明言しているのである。今井は「序説」ではこ



のあまりにも重大な一点に全く言及していなかったのに、あらためて丸山のこのルソー批判に気づき、「問」で「ルソー評価の大転換が丸山に起こったことは明らかである」（「問」二五二頁）「目を障らせずにはおかないほどドラスティックな一八〇度の逆転を示している」（三三五二頁）とすら述べている。そしてこの「大転換」「逆転」を丸山の「動揺と不整合」（「問」三五六頁）と観じ、さらに「そもそも丸山はこの変説は、私の知る限り、何の説明も与えてはいない」（三三五七頁）と丸山を難じているのである。別に私は丸山の肩を持つものではないが、果してそのことは、今井が確信しているような、丸山の変説であり大転換であり逆転であり、動揺と不整合であり、従って、誠実な学者としてそれに関する十分な説明を要する如きことなのであろうか？。

ところで、「かつてのルソー主義者であり丸山主義者であった」（「問」三五四頁）と打ち明けるほどの今井が、何故にそのしつこく激しい丸山批判・丸山非難に変改、転じたのか。その主たる文献的根拠は、丸山の一九四六年二月の短い対話式論文「ラッセルの『西洋哲学史』（近世）を読む」（『丸山眞男集』第三卷、六五―七九頁）にある。そこで丸山は、「一方、唯一最高の国家主権、他方、自由平等な個人という両極……この両極がいかに関係し合うかということが、近代政治思想の一貫した課題になっている」（三七二頁）と、一九三六年の学生論文以来の持論を述べ、「ルソーだってロックだってホッブスだってヘーゲルだって皆その問題と取組んだんだ」（三七二頁）と指摘。その上でルソーの民主主義について次のように述べている。すなわち、「個人が“公民”として主権に一体化した極限状況を予想すると、そこでは個人的自由と主権の完全性が全く一致する。これが国民主権に基づく民主主義国家の理念型だ。ルソーの有名な普遍

意志 (volonté générale) の理論は、こういう近代国家の発展の極限状況を図式化したものと見るのが正しい。国民が主権を完全に掌握している限り、国家主権の万能は理論的にはなんら国民的自由の制限にならない筈だ。もし之をラッセルの様に全体主義を呼ぶならばフランス憲法、とくにジャコバン憲法はまさしく全体主義の典型といわねばなるまい。だからラッセルやデューギューや多元的国家論者たちのルソー的理論への反情は結局、民主主義のもたらす多数の“圧制”に対する個人主義者の本能的恐怖に根ざしていると言える」（三七二―七三頁）と。この丸山の文章に今井は批判と非難とを繰り返している。その一例、「ここにあるのは紛れもない『国家主義』——いわば『人民主義的国家主義』とでも表現すべき『国家主義』——だと言って差し支えないであろう。ここでは、国家と国民、国家と個人が連続的なものと理解されていて、そこに緊張関係があるべきことが看過されている。個人の国家に対する抵抗の道は原理的に閉ざされている」（「問」三五四頁）。今井は、国家と個人（市民社会）との二元的対立としての自由主義ではなく、国家と個人との一元的一体化としての国家主義、それを丸山が説いていると理解している。ラッセルの『西洋哲学史』の原文を十分参照する必要があるが、丸山が、個人的自由と国家的自由との極限的一致としてのルソー的民主主義について述べ、また多数者による直接民主主義に対する個人主義的な間接民主主義者の抱く本能的恐怖について語っているのもその通りであろう。さらにルソー的民主主義をすべて一様に全体主義の一語で片づけられないのも当然である（これについては、拙著『近代自然法国家理論の系譜』論創社、六二―六四頁を参照願う）。ここで丸山はラッセルを批判してルソー的デモクラシーの内在的把握を語っているのであって、そのことと丸山がルソーに賛同するルソー主義者であることとはかかわり無いであろう。丸山のラッセル

評は一九四六年の一二月の発表、福沢の名を借りたそのルソー『ジュヤコパン批判』の論文は一九四七年九月の発表であり、その間半年ちよつとの間である。この短期間に、今井の力説する如き丸山の「大転換」が起るであろうか。勿論、丸山ならずとも誰しも従前の自説を変更することはあり得るし全く自由である。しかし丸山が万一、ルソー的デモクラットからロック的リベラリストへの変身という如き理論的曲業を演じたとすれば、それに関していつまでも沈黙を続けるよりも、むしろ己れのその改変の必然性を吐露し十全に開陳するのではないだろうか。今井は丸山によるその説明がどこにも見当たらないといつて責める。だが、説明が無いのは丸山においてその必要性を全く持たなかったからではないか。

以上の今井説とは逆に、丸山のロック的自由主義性を強調するのは、笹倉秀夫『丸山眞男の思想世界』（みすず書房、二〇〇三年）である。笹倉は先ず、丸山のいう「個人は国家を媒介としてのみ具体的定立をえる」、の部分で「民主主義原理」と解する。一見今井と同じかと思われるが、そうではない。今井の場合には、ルソー的な人民主権国家が主でそれと一体的に個人、人民が下から担うと解するが、笹倉の理解はあくまでロック的個人が主で、その個人が「国家を主体的に担う意識」（全三頁）と考える。こう云っている。「丸山はロックを、個人と国家の内在的な結びあわせの論理」（民主主義原理）を打ち出していると高く評価するのであった」（全一〇一頁）と。しかし、私の理解は、笹倉のいうロックの自由主義的デモクラシーでもまして今井のいうルソーの人民主義的民主主義でもない。本文でも述べたが、それは独特な国家否定と国家肯定との弁証法的関係としてヘーゲルの把握と考えるものである。笹倉はこれを「二正面作戦」（笹倉 全八四頁）と把握しているが、二正面作戦には丸山の言っている矛盾のエレメントは含まれていないであろう。また笹倉は人々

が国家を主体的に担う意識を欠くと、「戦時下でも徴兵忌避などのかたちで現れ、国民意識の主体的総動員を阻害」（全一一一頁）することになるといい、ロック的な自由主義的民主主義国家においても、主体的な国民意識を欠くと徴兵忌避の如き現象を惹起するとネガティブに表現している。これは後述のナシヨナリズムの問題にも関連する重要な論点であるが、しかし、若き丸山のこの反ファッショ国家―弁証法的全体主義―における国家肯定は、肯定といっても抑制的肯定であつて、国家に対して不断の否定的独立を保持するとするラディカルな国家否定論と兼ねあわせてみる時、果して笹倉の云う通りであろうか。丸山のこの時の国家観は普通のロック的な自由主義的デモクラシー、個人主義国家ではないのである。

なお若き丸山のこの論文を、当時磯田進が、マルクス主義政治学の記念碑的な一歩だと激賞したそうだが（『丸山眞男回顧視誌上』岩波書店二〇〇六年、一五七頁）が、もとよりマルクス主義政治学ではない。丸山本人も「反ファッシズムということが基調になっていることは事実」（全）と云っている。

- (51) 「ヴェーバー・ニーチェ・丸山」〔丸山眞男手帖〕39、二〇〇六年、二五頁
- (52) 『丸山眞男講義録（第一分冊）日本政治思想史1942』（東大出版一九八八年、五〇頁）
- (53) 全五一頁
- (54) 拙著『マルクス国家論入門』（現代評論社一九七三年、五四頁）
- (55) (56) (57) (58) 前掲『丸山眞男講義録』五一頁。
- (59) (60) 『丸山眞男集』第四卷、二七二頁。
- (61) 『丸山眞男集』第三卷、三頁。
- (62) 『丸山眞男座談4』前掲、四〇頁。
- (63) 『丸山眞男集』第十六卷、六〇頁。

- (64) 丸山眞男『自己内対話』(みすず書房 一九九八年、二四八頁)。  
 (65) 『丸山眞男集』第六卷、二八九頁。  
 (66) 『丸山眞男集』第四卷、七九頁。  
 (67) 『丸山眞男座談9』前掲、二八六頁。  
 (68) 『丸山眞男座談8』一八一頁。  
 (69) 丸山眞男『自己内対話』前掲、二五四頁。  
 全、二五二頁。  
 (70) 全、一四八頁。  
 (71) 拙著『ヘーゲルの国家理論』(日本評論社 一九八六年、三九頁)。  
 全、四〇頁。  
 (72) 拙著『ヘーゲルの国家理論』(日本評論社 一九八六年、三九頁)。  
 全、四〇頁。  
 (73) 全、四〇頁。  
 (74) ただしヘーゲルは、この人倫態の実現を、彼の考える“国家”に求めたのは批判されるべきである。くわしくは前掲拙著『ヘーゲルの国家理論』を参照願いたい。  
 (75) 『丸山眞男集』第十一卷、二一四頁。  
 (76) 『丸山眞男集』第十六卷、三三三頁。  
 (77) 『丸山眞男集』第七卷、二九九頁。  
 (78) 『丸山眞男座談4』前掲、一五八頁。  
 全、一五七頁。  
 (79) 拙著『マルクス国家論入門』(現代評論社 一九七三年、第五章「レーニン国家論の確立」、拙著『マルクス政治学の復権』(論創社 一九七九年、「スターリン国家論批判」) 参照。  
 (81) 平野敬祖は「丸山眞男と原爆体験」(「道の手帖」丸山眞男、河出書房新社 二〇〇六年、三一―三五頁)の中で、「丸山は戦争体験の思想化を試みる一方で、なぜ原爆体験の思想化へ取り組むことはなかつたのであろうか」と、他の誰も問わなかつた問題を提起している。このことについての私見はこうである。原爆とは国家そのものの産物であり、原爆の批判、否定は国家自体の否定に通じてしまう。こ

- れは国家不滅論者丸山にとつての大きなアポリアではなかつたか、ということ。原爆と国家との関係については、とりあえず拙稿「核武装と国家の論理」の愚かしさ」(季刊「現代の理論」07 新春号、八六―九一頁)参照。  
 (82) 『丸山眞男集』第七卷、三一頁。  
 (83) 『丸山眞男集』第六卷、三五―一頁。  
 (84) (85) (88) 『丸山眞男回顧談下』(岩波書店) 三〇〇―三〇一頁。  
 (86) 『丸山眞男講義録(第三分冊)』政治学、一九六〇(東大出版、一九九八年) 二〇四、二〇六頁。  
 (87) 『丸山眞男集』第三卷、一〇五頁。  
 (88) 『丸山眞男集』第二卷、二二七頁。  
 全、二二八頁。  
 (89) 全、二二八頁。  
 (90) (91) 全、二六四頁。  
 (92) (93) (94) 全、二六五頁。  
 (95) 全、二六六頁。  
 (96) (97) 『丸山眞男集』第三卷、七四頁。  
 全、一〇五頁。  
 (99) 『丸山眞男集』第五卷、二二頁。  
 (100) 『丸山眞男講義録(第一分冊)』日本政治思想、一九四八(東大出版、一九九九年) 二二三頁。  
 (101) ちなみに、苅部直『丸山眞男』(岩波新書、二〇〇六年)によれば、「論文『日本におけるナショナリズム』(一九五一年)を最後に、ナショナリズムの再生という課題を、丸山はほとんど口にしなくなる。……戦前型の滅私奉公の愛国心を復活させようとする動きが擡頭したことは、日本人のナショナリズムに対して警戒を、丸山の心に深く根づかせることになった」(二七四頁)とある。ナショナリズムについての丸山のこの「警戒」と「沈黙」は何を意味しているのであ

ろうか。

- (102) 『丸山眞男集』第八卷、八八頁。
- (103) 全、八九頁。
- (104) 全、八八頁。
- (105) 全、八九頁。
- (106) 『丸山眞男集』第九卷、一七三頁。
- (107) 『丸山眞男集』第八卷、八九頁。
- (108) 全、九五頁。
- (109) 全、九〇頁。
- (110) 『丸山眞男集』第十五卷、六九―七〇頁。
- (111) 拙稿「国家と市民社会の現代理論(2)」(東経大学会誌、二四七号、一六八頁)。
- (112) 『丸山眞男座談4』(岩波書店、一九八九年)一四九頁。
- (113) 全、一五〇頁。
- (114) 『丸山眞男集』第十二卷、一七五頁。
- (115) 『丸山眞男集』第十二卷、二四―二五頁。
- (116) 『丸山眞男座談4』前掲、一〇二頁。
- (117) 全、九九頁。「政治学の進むべき方向↓一般市民(コモンマン)の日常的立場からの操作的・operativeな政治学」(『丸山眞男講義録』(第三分冊) 政治学、一九六〇―二一〇頁)。
- (118) 『丸山眞男集』第九卷、一八四頁。
- (119) 全、一八三頁。
- (120) 丸山眞男、前掲『自己内対話』、二四六頁。
- (121) 『広辞苑』第四版(岩波書店 一九九一年)四六〇頁。
- (122) 『丸山眞男集』第九卷、四四八―四四九頁の松沢弘陽の解題より。
- (123) 『広辞苑』前掲、一六二五頁。
- (124) 『丸山眞男集』第九卷、一八三―一八四頁。
- (125) 『丸山眞男講義録』(第二冊)、前掲、一八一頁。
- (126) 全、八四頁。
- (127) 『新明解 国語辞典第四版、三省堂 一九九七年』五六頁。
- (128) 前掲の註(123)の松沢発言。
- (129) 大熊信行『日本の虚妄』(潮出版 一九七〇年)四二頁。
- (130) 本多秋五『占領下』の意味』(『世界』一九六四年八月号、一四六頁)。
- (131) 大熊信行『日本の虚妄』序iii頁。
- (132) 大熊信行『国家悪』(論創社 一九八一年)一九六―一九七頁。
- (133) 全、二八頁。
- (134) 拙著『ヘーゲルの国家理論』(日本評論社 一九八六年、二二六―二二七頁)。
- (135) 大熊信行、前掲『国家悪』二六頁。
- (136) 全、二五頁。
- (137) 全、三八―三九頁。
- (138) 戦時中における大熊の国家観についての資料は、大熊信行『戦中戦後の精神史』(論創社 一九七九年)に詳しい。また、松本三之介「大熊信行における国家の問題―「国家科学」から「国家悪」まで―」(『思想』一九九四年三月)は、大熊国家論のすぐれた政治思想史的分析である。なお大熊について、酒井哲哉はこう書いている。「戦前・戦中・戦後の精神史を考える上で非常に興味深い人物であり、その全貌を解明した本格的研究が待たれる」(『思想』2006・8月号、二四頁(註)40)と。全く同感。
- (139) 大熊信行、前掲『国家悪』三九頁。
- (140) 大熊信行、前掲『日本の虚妄』一六二頁。
- (141) 全、一六三頁。
- (142) 全、二二九頁。
- (143) 全、二二二頁。
- (144) 『丸山眞男講義録』(第二冊)、前掲、一八一頁。

- (147) 全、一八三頁。  
 (148) ジョン・ダワー（三浦陽一・高杉忠明訳）『敗北を抱きしめて』上、七四頁。  
 (149) 全、二七三頁。  
 (150) 全、八八―八九頁。  
 (151) 全、一二頁。  
 (152) 全、二六六頁。  
 (153) 大熊信行、前掲『国家悪』四七―四八頁。  
 (154) 全、五二頁。  
 (155) 大熊信行研究会事務局長 榎原昭夫氏が大熊から直接耳にしたとのこと。  
 (156) 大熊信行、前掲『日本の思潮（上）』（潮新書 78 一九七一年）四―五頁。  
 (157) 竹内好「安保か、独裁か」（竹内好セレクションⅠ、日本経済評論社二〇〇六年、三三三―三三四頁）。  
 (158) 竹内好「若い友への手紙」（竹内好著『日本イデオロギイ』、こぶし文庫 二五―二六頁）。  
 (159) 『丸山眞男集』第八卷、三二五頁。  
 (160) 全、三二六頁。  
 (161) 全、二八六―二八七頁。  
 (162) 拙著『現代とマルクス主義政治学』（現代思潮社、一九六三年）一三五頁。拙著『マルクス政治学の復権』（論創社、一九七九年）九二頁。  
 (164) 『丸山眞男集』第六卷、二四―二五頁。  
 (165) 『丸山眞男集』第八卷、二八七頁。  
 (166) 全、二九六頁。  
 (167) 全、二九九頁。

- (168) 全、二九〇頁。  
 (169) 全、三六九頁。  
 (170) 全、二八三頁。  
 (171) 全、二八五頁。  
 (172) 全、二八三頁。  
 (173) あたかもとは、辞書によれば、「その時点におけるそのものの状態を印象的に説明するために、ややオーバーな解釈を施して寸評したり恰好な類例を挙げて大体の性格を描写したりすることを表わす」とある（『新明解 国語辞典』第四版、二二頁）。またちなみに、私は、六〇年安保闘争の直後に「市民主義と市民政治学」（現代思潮社『現代思想』六一年・六月、後に拙著『現代とマルクス政治学』現代思潮社、一九六二年に所収）を書いて丸山批判を行った。そこでは丸山らの市民主義と自民党反主流派との親近性（例えば三木武夫ら）に言及し、それに対してプロレタリア政治を対置した。だが、それは市民政治学に対する革命の政治学の立場からの批判的アプローチに止まり、いまだ本稿の如き止揚の政治学のそれではなかった。